

常総市文化芸術推進基本計画  
(案)



平成31年 月  
常 総 市



# 目 次

## 第1章 策定にあたって

第1節	策定の目的	1
第2節	文化芸術推進基本計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	2
第4節	対象とする文化芸術の範囲	3

## 第2章 常総市における文化・芸術の現状と課題

第1節	常総市の文化・芸術の特性	4
第2節	市内文化芸術団体の活動	5
第3節	常総市における文化芸術施策	6
第4節	常総市の文化資源の現状	8
第5節	意識調査の結果：アンケート集計結果の紹介	13
第6節	課題	17

## 第3章 文化芸術施策の基本目標と基本方針

第1節	基本目標	18
第2節	基本方針	18

## 第4章 主要施策

第1節	多様な文化芸術活動を行える環境づくり	20
1	各種文化施設の充実	20
2	展示施設の整備検討	20
3	文化施設情報の集積・活用	21
4	民間施設を含む施設間の連携強化	21
5	新規文化活動の支援	21
第2節	市民の文化芸術活動を支援する仕組みづくり	22
1	補助金制度をはじめとする活動支援	22
2	活動把握及び活動情報の提供・広報，名義後援	22

3	顕彰制度	22
4	人材バンクの創造	22
5	文化活動団体の学びの場の提供	22
第3節	市民が文化芸術活動に親しむ環境づくり	23
1	鑑賞型文化芸術事業の開催及びイベントの招致	23
2	既存施設の有効活用	23
3	広報の充実	23
4	高齢者や障がい者、子ども等に配慮した鑑賞事業の実施	23
第4節	文化芸術の担い手づくり	24
1	教室、講座の開催	24
2	子どもや青少年が参加できる事業の充実	24
3	学校と連携した生涯学習の充実	24
4	文化ボランティアの育成	25
第5節	文化芸術による地域の活性化	26
1	文化芸術による市民交流の推進	26
2	文化資源を活用した、地域経済と文化の活性化	26
3	文化団体とまちづくり団体の連携促進	26
4	自治体間の文化的交流の促進	26
5	様々な場面での文化発表の場の提案	27

## 資料編

1	文化芸術基本法	29
2	常総市文化芸術条例	38
3	常総市文化芸術審議会規則	41
4	常総市文化芸術審議会概要	43
5	市内文化芸術施設一覧表	45
6	市内文化財一覧表	46
7	意識調査結果	49

## 第1章 策定にあたって

### 第1節 策定の目的

文化芸術は、人々の心にゆとりと潤いを与え、元気で豊かな生活を実現していくために必要なものです。また、文化芸術に親しむことは生活の質を向上させ、異なる文化的背景を持つ人々の交流や相互理解を促し、人々をつなぐ上で重要な役割を果たすことも期待できます。

昨今の国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、国では平成13年(2001年)12月に、文化芸術にかかる基本法制の根幹をなす「文化芸術振興基本法」が施行されました。平成29年(2017年)6月には文化芸術に関する施策の一層の推進を図るため改正が行われ法律名も「文化芸術基本法」に改められました。同法では、地方自治体の責務として、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する」こととし、その根幹をなす「地方文化芸術基本計画」を定めるように努めることを謳っています。

これらの背景を踏まえ、常総市では、平成24年(2012年)に「常総市文化芸術振興条例(6月条例第14号)」を制定しました。平成30年(2018年)3月には法律改正の趣旨を踏まえて「常総市文化芸術条例」への改正を行い、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的に本計画を策定しました。



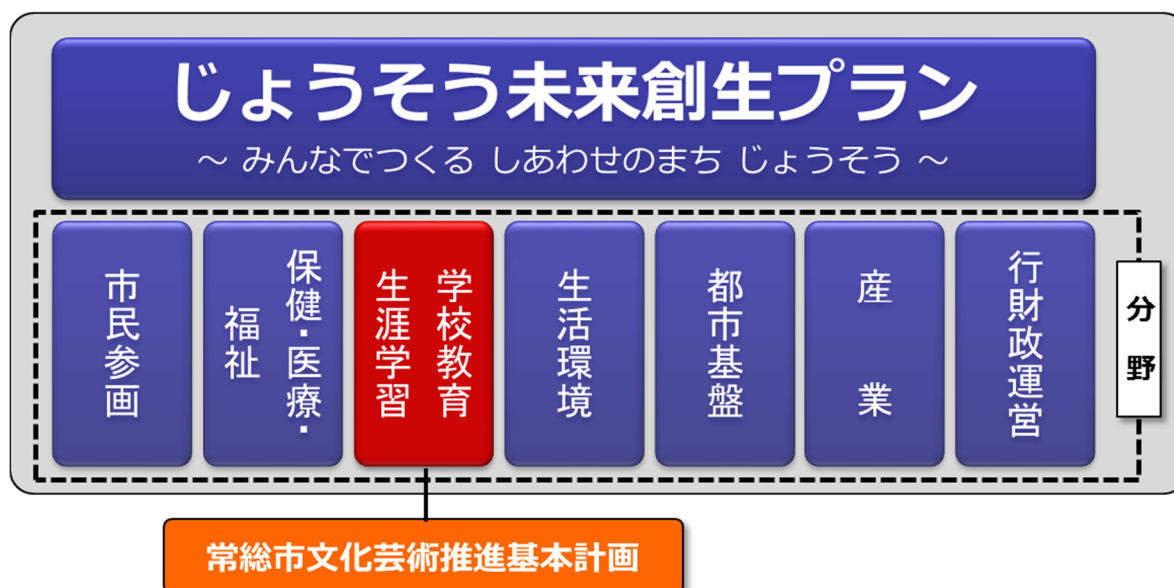
長塚節の生家



市民文化祭

## 第2節 文化芸術推進基本計画の位置づけ

本計画は、平成30年に策定された「じょうそう未来創生プラン(常総市総合計画)」に基づき、文化芸術に関する施策を総合的に推進していくための分野別計画です。



## 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年度から10カ年とします。なお、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

#### 第4節 対象とする文化芸術の範囲

「文化・芸術」の領域は、とても広範囲にわたっており、日々拡大し続けています。そのため本計画では、文化芸術基本法に規定されているものを基本的な文化芸術の範囲とするとともに、どの分野にも当てはまらないような、創造性に富んだ、「新しい文化・芸術」についても含めるものとします。

また、スポーツ文化に関しては、平成24年度策定の「スポーツ推進計画」によるものとし、本計画には含まないこととします。

##### 文化芸術基本法の対象

- 芸術：文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊 等
- メディア芸術：映画，漫画，アニメーション 等
- 伝統芸能：雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊 等
- 芸能：講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱 等
- 生活文化：茶道，華道，書道，食文化 等
- 国民娯楽等：囲碁，将棋 等
- 出版物及びレコード等
- 文化財等：有形及び無形の文化財 等
- 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能，民俗芸能 等



新しい文化・芸術

## 第2章 常総市における文化・芸術の現状と課題

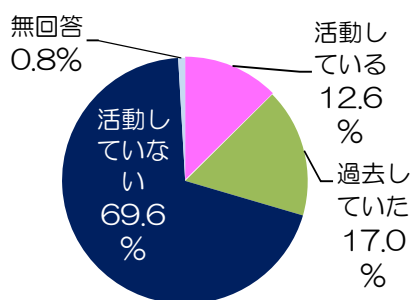
### 第1節 常総市の文化・芸術の特性

常総市は、平成18年(2006年)1月に水海道市と結城郡石下町が合併し誕生しました。市内各地に多くの文化財や伝統文化が残されており、継承活動も盛んに行われています。旧地域ごとに分かれていた文化にも交流がおり、一つの市としての活動が徐々に進められています。

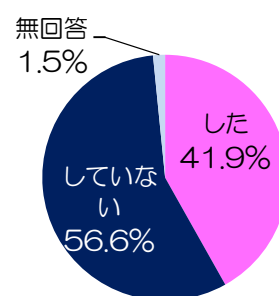
現在、文化芸術団体が中心となり、市民文化祭や芸術文化のつどい、常総ふるさとまつり、公民館まつり等の文化イベントを開催し、日ごろの活動の発表や作品の展示などが市民主体で活発に展開されています。

市でも、長塚節文学賞や篠山木挽き唄全国大会等を開催し、市民の文化芸術活動に対する意識が高揚するよう努めておりますが、実施したアンケートの結果からは、このような取組が必ずしも市全体に浸透しているとは言えないことが判明しています。また、全体の86%の方が現在文化活動をしていない、56%の方が過去1年間に鑑賞活動をしていないという状況も示しており、今後は、積極的に情報を発信するとともに、文化芸術に対する意識の高揚を促す取組がより重要です。

問：文化芸術活動をしていますか？



問：過去1年間に鑑賞活動をしましたか？



\* アンケート結果詳細については、参考資料「アンケート集計結果」参照



## 第2節 市内文化芸術団体の活動

常総市では文化協会が自主的な活動の中で、会員同士の情報交換や会報を作成し市内外に向けた情報発信を行っている他、「芸術文化のつどい」を主催し、会員の活動発表の場としています。その一方で加盟団体構成員の高齢化が進んでおり、加盟団体は減少傾向にあります。

個々の文化芸術団体の活動は、平成27年9月の関東・東北豪雨の被害により一時低迷していましたが、生涯学習センターや公民館等の公共施設の利用再開にともない、災害前の状況に回復してきています。

【 常総市文化協会加盟団体 】 平成30年4月1日現在

部門	団体数	部門	団体数
芸能	4	民謡・舞踊	12
美術・工芸	9	詩吟	1
俳句	4	書道	3
短歌	2	自然観察	1
茶華道	1	文芸	2
音楽	7	一般	5
		12部門計	51

※個人会員として、20名が加入

### 第3節 常総市における文化芸術施策

常総市では、以下のような文化芸術に係る施策に取り組んでいます。また、文化芸術振興に係る施策は多岐にわたっており、主な施策を以下に記載しました。

#### 【 文化芸術分野を内包するさまざまな計画 】

計画	内容	期間(年度)
じょうそう未来創生プラン	市の将来像や施策の方向性を示し、まちづくりの最も基本となる計画	H30~H39
常総市まちづくり計画	合併により新しい市を建設していくための将来構想と、それを実現するための根幹となる事業の概要	H17~H37
常総市子ども・子育て支援事業計画	全ての子育て家庭を対象として、市が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めた計画	H27~H31
常総市子ども読書活動推進計画	社会全体で計画的に読書活動の環境づくりを推進するための計画	H22~
常総市高齢者プラン(老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画)	老人福祉計画と第7期介護保険事業計画を一体的に策定した、高齢者に関わる総合計画	H30~H32
健康プランじょうそう(健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健計画)	生活習慣の改善を含め総合的な健康づくりを、市民自ら効果的かつ持続的に推進していくための計画	H25~H34

#### 【 活動施策 】

\*文化財に関する施策\*

施策	内容	主な担当課
発掘調査	県と協力した、包蔵地の発掘調査の実施	生涯学習課
登録・指定 文化財制度の活用	登録文化財制度や指定文化財制度を利用した文化財の管理、紹介等の実施	生涯学習課
文化財の公開	文化施設等での展示や見学の受け入れ、HP上での紹介	生涯学習課
文化財の 案内看板設置	文化施設や坂野家住宅等の文化財までの案内看板や説明板等の設置	生涯学習課 商工観光課
HPでの案内	市HPでの各種文化イベントや文化財等の紹介、募集等	生涯学習課
文化財等関係資料販売	市内の文化財や発掘調査等に関する資料の発行及び販売	生涯学習課
郷土資料・行政資料 等の収集	常総市や茨城県に関する郷土資料、行政資料、博物館等の企画展示図録等の収集・整理・保存	生涯学習課 図書館

＊団体活動支援施策＊

施策	内容	主な担当課
ポスター・ちらし等の掲示や配布	公共施設での各種広報資料の掲示，配布等	行政経営課 生涯学習課
文化施設の整備， 管理及び貸出	生涯学習センター，地域交流センター，市立公民館や図書館等の文化施設の常時管理や貸出等	生涯学習課 図書館
各種文化活動の支援	文化活動に対する，市または教育委員会による後援・共催許可の発行等	秘書課 学校教育課
広報紙等による 広報活動	市報，市HP等による団体活動の報告等	秘書課
発表機会の提供，支援	市民文化祭や公民館まつり等での発表，展示支援 文化協会を通じた文化団体活動への協力	生涯学習課

＊文化的なまちづくり施策＊

施策	内容	主な担当課
文化イベントや 音楽イベントの開催	長塚節文学賞，篠山木挽き唄全国大会やお月見コンサート等各種イベントの開催	生涯学習課
各種講座の開講	市民の方が参加できる，様々な講座の企画・開講	生涯学習課 市民協働課
神社仏閣や年中行事 等の情報提供	観光を主眼とした市内に所在する神社仏閣や祭礼等の情報の発信	商工観光課
観光イベントの開催	花火大会や千姫まつり，ふるさとまつり等，各種催事の企画・開催	商工観光課
公共施設の壁面活用	生涯学習センター等の公共施設壁面における，写真や絵画等展示の実施	各施設管理課
広場，公園等の 整備，活用	公園や緑地，街路等の整備や維持管理 市民の広場等の活用や利用促進事業の展開	都市計画課 商工観光課
図書館の整備，活用	資料の収集・整理・保存，図書館ボランティア等の支援	図書館
環境美化活動	空地の環境保全や花いっぱい運動の推進等，市内の環境保全・向上に係る活動	生活環境課
多文化共生社会 の推進	国籍等に関わりなく，お互いの文化や生活習慣を理解・尊重し，協力し合う事業の展開	市民協働課
文化的なまちづくり の推進	地域資源活用のための企画や観光事業等の振興	商工観光課
各種補助金・助成金	元気のみなもと補助金や文化・スポーツ振興基金等の実施や，官民等の公募する補助金制度の情報提供等	市民協働課 秘書課

## 第4節 常総市の文化資源の現状

### ① 歴史的資源の現状

市内には、平成30年4月現在で国指定文化財が1件、県指定文化財が9件、市指定文化財が53件、加えて3件の国の登録文化財があります。特に、国指定重要文化財「坂野家住宅」をはじめとした公開見学が可能な文化財では、その保全を図るとともに、観光資源や教育資料としての活用を考えていく必要があります。説明板や道案内看板の設置、ガイドマップ等の作成も随時進めていますが、時代に合った情報提供や活用のため、デジタルデータ化等の対応が求められています。

また、埋蔵文化財の保護では、包蔵地（遺跡がある可能性がある土地）で土木工事等の開発が行われる際には発掘調査などの保存措置を行っていますが、出土した資料は長年の成果により莫大な量となっており、保管場所とそのための人材確保が必要な状況です。



種別	種別	件数
国指定重要文化財	建造物	1
	史跡	1
県指定文化財	彫刻	2
	工芸品	1
	絵画	4
	無形民俗文化財	1

種別	種別	件数
国登録文化財	建造物	3

種別	種別	件数
市指定文化財	史跡	4
	建造物	11
	天然記念物	8
	考古資料	5
	書跡	1
	絵画	6
	彫刻	6
	工芸品	3
	工芸技術	3
	無形民俗文化財	6

\* 詳細は参考資料「市内文化財一覧表」参照

## ② 文化芸術団体の現状

文化協会や市民団体の現状は第2章第2節に示しましたが、短歌や俳句、茶道、華道、日本舞踊といった伝統文化については、その継承のため、後継者育成が行われています。

また、地域で継承されている祭やお囃子等の無形民俗文化財につきましても、指定の有無にかかわらず、地域住民の手で引き継がれています。県指定文化財「大塚戸の綱火」、市指定の「石下天神はやし」や「水海道神楽」などは保存団体により伝承されていますが、いずれの団体・地域においても少子化や高齢化の影響により、後継者育成に少なからず課題を抱えている状況にあります。



### ③文化関連施設の現状

平成30年4月現在，市が所有している，公民館等を含めた文化施設は24施設あり，文化芸術の活動や鑑賞の場として利用されています。

	施設分類	施設数	内訳等
貸出施設	100人以上収容ホール有	2施設	地域交流センター 生涯学習センター
	公民館，集会所等	19施設	公民館12施設 集会所3施設 文化センター4施設
文化活動施設		3施設	図書館 地域交流センター(図書室・展示室) 水海道風土博物館坂野家住宅

\*詳細は参考資料「市内文化芸術施設一覧表」参照

市民アンケートの結果，生涯学習センター，地域交流センターの利用割合が高く，公民館等は所在地域の方々の利用が中心となっている状況でした。生涯学習センター等の利用数は，東日本大震災の被害による市民会館の取り壊し等の影響もあり，増加傾向にあります。開館から20年以上が経過しているため，設備の古さや使い勝手等に不満を感じている意見もみられます。また，「施設の設置状況について満足しているか」との問いに，わからないといった意見も多く，施設の利便性を改善すると共に施設情報等についても，より分かりやすく提供していく必要があります。



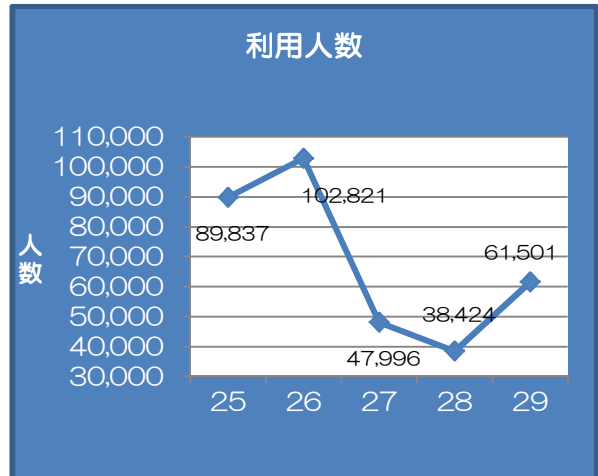
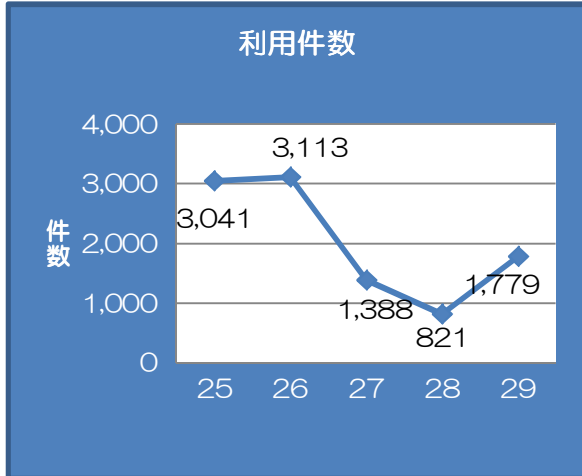
生涯学習センター



大生公民館

### 生涯学習センター状況

生涯学習センターは平成 8 年に開館し、水海道地区における文化芸術活動の中心となっている施設です。240 人収容の多目的ホールや展示室の他、創作室、和室、会議室等があり、展示・発表以外にも、市等が実施する講座等でも利用されています。

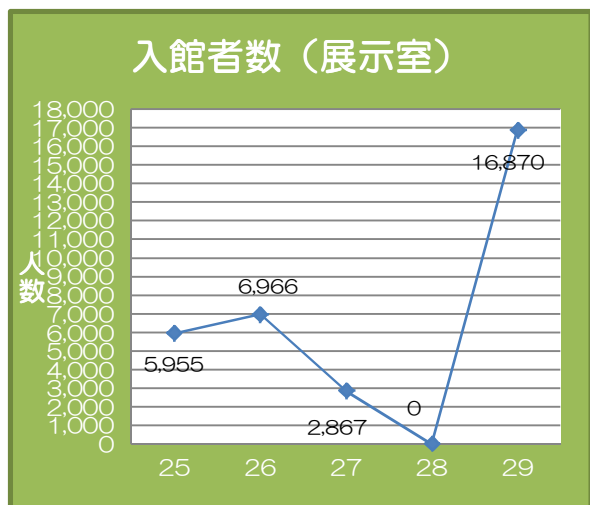


※平成 27・28 年度の減少は平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害の復旧の影響による

### 地域交流センター状況

地域交流センターは平成 4 年に開館し、石下地区における文化芸術活動の中心となっている施設です。別称を「豊田城」といい、天守閣を模した外観から常総市のシンボリック的存在となっています。

1,100 人収容のホールや控室、研修室等が貸し出しスペースとなっており、その他に図書室や歴史資料を紹介する展示室を備えた複合施設となっています。



※平成 27・28 年度の減少は平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害の復旧の影響による

#### ④ 青少年育成の現状

常総市には、保育所・幼稚園等が21園、小学校が14校、中学校が5校、高等学校が3校あります。授業以外にもクラブ活動・鑑賞企画等の校外活動や放課後子供教室等の地域での活動を通して、文化芸術に対する関心や感性の育成が図られています。



#### ⑤ 生涯学習の充実

常総市では市内の文化施設を活用して毎年、講座、講演会等の事業を行っています。事業の計画にあたっては、市民のニーズ、地域や施設の特性を含めて検討し、伝統文化から新しい文化まで多岐にわたる分野の講座を、幅広い年齢層が参加できるように計画しています。



#### ⑥ 伝統産業や文化的まちづくりの現状

茨城県では、郷土の風土や生活の営みの中で受け継がれてきた工芸品を「茨城県郷土工芸品」として指定しています。市内では「きぬの染」「いしげ結城紬」「浮世絵手摺木版画」「結城地方の桐下駄」の4件が指定されており、このうちの「いしげ結城紬」「浮世絵手摺木版画」は、市の無形文化財にも指定されています。こうした伝統産業以外にも生活に結び付いた産業が市内には存在し、長年にわたり引き継がれています。



## 第5節 意識調査の結果：アンケート集計結果の紹介

本計画策定にあたり，市民の文化芸術に対する意識やニーズを把握し，より本市の現状にあった計画を策定するために市民アンケートを実施しました。

※無作為の18歳から80歳までの市民1,500人を対象に，郵送にて配布，454通の回答をいただきました。（回答率：約30.3%）

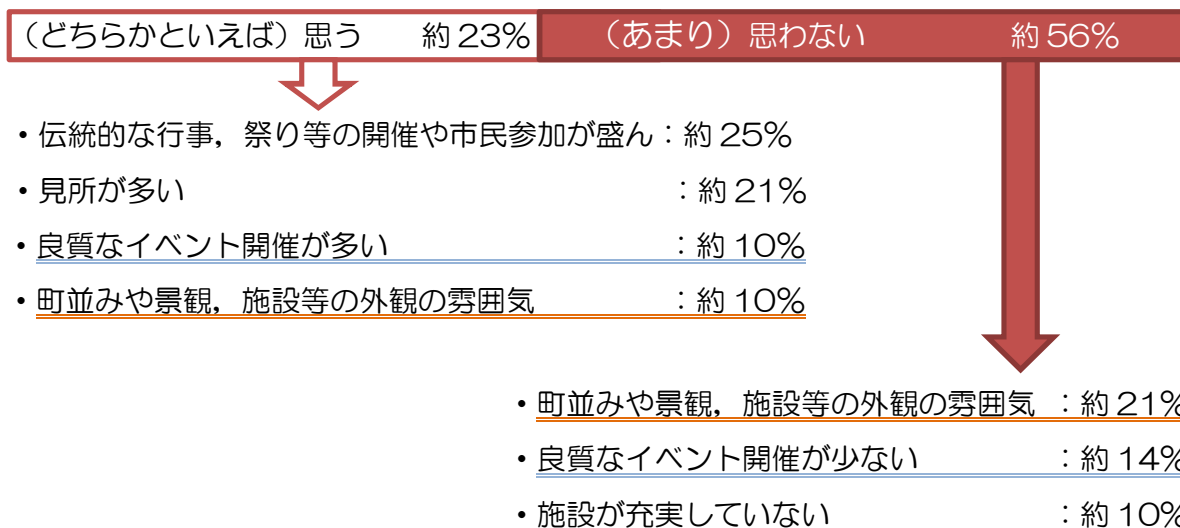
\*以下割合に関しては，小数点以下四捨五入表記

男女比	男性	199人	女性	251人
		44%		55%

年代比	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
	11%	13%	13%	19%	24%	20%

問：現在の常総市について「文化的なまち」だと思いますか？



- ▶ 文化的なまちと感じるポイントと，感じられないポイントには共通する項目が多く，より効果的な情報発信方法の検討が必要です。また，年代による差異もみられ，より対象を意識した取り組みを行う必要があります。
- ▶ 施設に関しては，文化的なまちと感じるポイントとしても低く，改善のための取り組みが必要です。（詳細についてはP.50 施設に関する設問参照）

問：文化芸術活動は、あなたにとって重要ですか？

(どちらかといえば) 重要 約 58% (あまり) 重要でない 約 39%

- ▶ 40%弱の方が文化芸術活動は「重要でない」と考えている状況であり、まずは興味をもってもらうために、多くの分野の文化芸術に自然に触れられる機会を設ける他、参加しやすくする等の取り組みが必要です。
- ▶ 多くの年代で「(どちらかといえば)重要」の割合が、「(あまり)重要でない」を上回っているのに対し、18歳～29歳では「重要でない」の割合が高くなっており、若年層に向けた取り組みが課題です。

問：現在の文化芸術との関わりについて

現在活動を…

している 約 13% 過去していた・していない 約 87%

- ・書道 約 10%
- ・カラオケ 約 10%
- ・手芸 約 8%
- ・華道 約 7% 等

- 活動していない理由は？
- ・時間がない 約 34%
  - ・興味がない 約 22%

はじめたきっかけは？

- ・知人から誘われて 約 45%
- ・情報を得て興味をもった 約 14%

過去1年間で鑑賞活動を…

行った 約 42% 行っていない 約 57%

- ・映画 約 14%
- ・絵画 約 9% 等

鑑賞しなかった最も大きな理由は？

- ・時間がなかった 約 36%
- ・情報を事前に得られなかった 約 21%
- ・興味のある催しかなかった 約 19%
- ・文化芸術に興味がない 約 18%

- ▶ この集計結果からは「文化芸術は重要だと思うが、時間がなく活動に参加できない」という市民像が浮かび上がります。また、知人や家族等の影響で始める方が多いことから「より身近な場所で手軽に参加できる」必要があります。

## 問：施設利用について

文化施設の設置状況について…



不満理由は？

- ・身近にない 約 29%
- ・数が少ない 約 25%
- ・本格的な美術館、博物館がない 約 24%

- ▶満足できない理由として「身近にない」とあげた方が、年代が上がるにつれて増加する傾向にあります。その理由のひとつに、行くことができないといった点が挙げられており、交通手段の確保も課題です。
- ▶「わからない」といった意見も約 33%と多く、さらに無回答の中には「利用していない」方が含まれていることを推察すると、施設の利用方法や参加できるイベント情報の発信方法も検討が必要です。
- ▶東日本大震災により市民会館が使用できなくなったこともあり、水海道地区に音響設備の整った大型のホールを、また、石下地区に図書館を希望する意見も多く、検討が必要な課題です。

## 問：情報取得環境について

情報を十分に得られる状況だと…



情報源は？

- ・市広報 約 35%
- ・ちらし、ポスター 約 22%
- ・新聞、雑誌 約 12%

得られない理由は？（自由記入より）

- ・市広報やHPがわかりにくい、目を引かない
- ・催事が終わってから知ることが多い
- ・周囲の人が知っていないと情報が入ってこない

- ▶情報が十分に得られる状況だと感じている市民の半数以上は、市広報やちらしから情報を得ています。一方、わかりにくい、目を引かないとの意見もあり、より見やすい構成や視覚効果を想定した紙面作成が求められています。
- ▶ポスターやちらし等を目にしない、目を引かないといったこともあり、市で把握しているイベント等に関しては、年間や月毎にまとめて広報に掲載することや、市内全戸に配布する等を検討するとともに、ポスター等の掲示箇所についても内容により、効率的な掲示場所等を再検討することが必要です。

## 問：今後の取り組みについて

### 市の担うべき役割は…

- ・良質な文化芸術イベントの鑑賞の機会の提供 約 23%
- ・文化芸術に関する広報支援や情報提供 約 16%

### 子どもたちへの人材育成推進のための具体的に重視すべき取組は…

- ・さまざまな文化芸術事業の実施により、鑑賞の機会を増やす 約 23%
- ・一流芸術家の作品や公演の鑑賞や学ぶ機会の提供 約 18%
- ・地域で活動している人と一緒に活動できる機会の提供 約 17%
- ・子供や学生等への文化事業について、広報の充実を図る 約 17%

- ▶文化芸術の振興のためには、さまざまな文化芸術に触れる機会の提供が必要です。また、子どもたちへの機会の提供に関しては、各設問での自由記入内容にも多くの意見が挙げられており、学校との連携や子ども向け鑑賞会の開催など親子で参加しやすい企画も考慮する必要があります。
- ▶広報等の充実についても希望が多く、子どもや学生等がよりわかりやすく、また興味をもちやすい内容になるよう配慮するとともに、地域での活動に参加できるよう、紹介だけでなく活動への道筋を提供できるような情報の発信についても取り組む必要があります。

## 問：常総市の文化芸術振興へのお考え、ご要望等について

### (自由記入内の他の問に分類できないものより抜粋)

- ・常総市内には、まだ表にでていない芸術家がいるはず。団体より個人で活動できる方もいるはずなので、そういう方を見出し、活動してもらえるよう声をかけてはどうか。
  - ・コツコツ努力している方も多いので、もっと発表の場を設けてほしい。
  - ・祭り等は、単なるイベントではなく、由来等を詳しく学ぶ機会があるとよいと思う。
  - ・人の感性は自然の中で養われるので、自然保護についても考えてほしい。
- ▶文化芸術に関わる人や分野をより広く考え、内容についてもより深く掘り下げていくことが、今後の文化芸術振興につながるということが市民の視点にはあるようです。常総市の文化芸術振興のためには、施策や事業を企画推進する際に、この点を強く意識して検討していくことが必要です。

## 第6節 課題

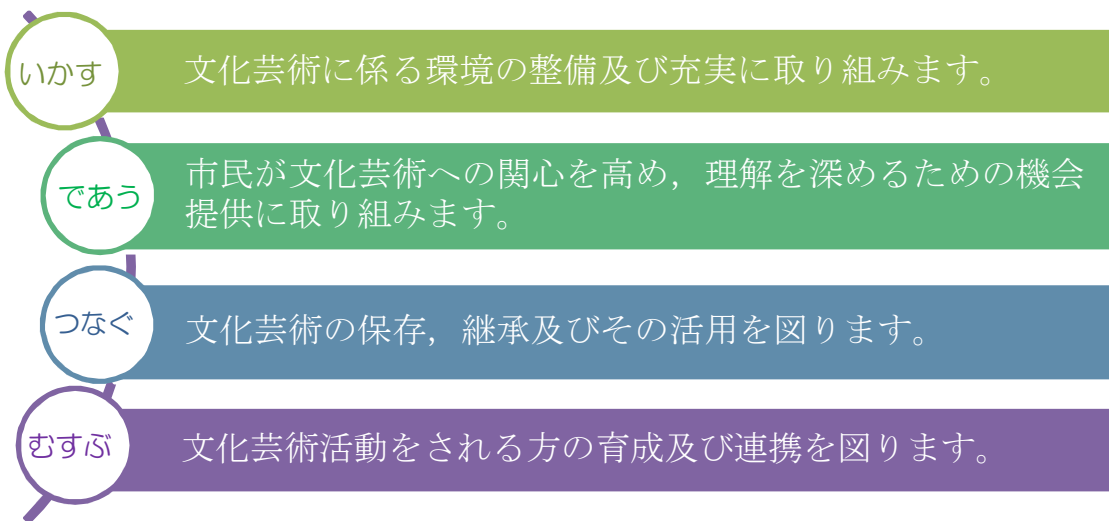
第1節から第5節までで整理した文化資源の現状や市民意識調査の結果等から、当市の文化芸術振興における課題を、以下の4点にまとめました。

- (1) 常総市は、平成27年9月関東・東北豪雨災害により市民や文化施設に甚大な被害を受け、長塚節文学賞などの事業実施や生涯学習センターのような文化施設の利用にも多大な影響がありました。復旧が完了し、市民等の文化芸術活動は災害前の状況に戻りつつありますが、文化芸術活動に関わる市民が10%強しかいないというアンケート結果を真摯に受け止める必要があります。
- (2) 市民が文化芸術についての情報を得る手段が、広報紙等の紙媒体が主であることもアンケート結果は示しています。その一方で、情報の内容については市民に的確に伝わっていないこともわかってきました。また、PC、タブレット、スマートフォン等が普及し、情報を取得したり、デジタルコンテンツを手軽に利活用する環境も整ってきています。どちらも市民への情報発信には有効な手段であることから、情報の見やすさや発信する時期について、適切に判断して取り組むことが求められています。
- (3) 社会の高齢化の進展にともない、文化芸術においても活動している市民の高齢化も進んでいます。見方によっては、文化芸術は幅広い年代が活躍する分野と考えることもできますが、文化協会では、高齢化を理由として活動が消極的になったり、停止する団体も見受けられることから、活動の場を拡げ、その継続を支援していくことが求められています。
- (4) 既存の文化芸術団体の活動だけでなく、新たな活動や担い手を育成し、それぞれが刺激しあえるような交流を図り、常総市の文化芸術の活性化を図ることが必要であり、その活動に即した施設の整備もあわせて求められています。

## 第3章 文化芸術施策の基本目標と基本方針

### 第1節 基本目標

常総市文化芸術条例に定める基本理念に基づき、第2章で整理した、常総市の抱える課題を解消するために、本計画では以下の4つを基本目標として掲げます。



### 第2節 基本方針

第1節で定めた目標を実現させるために、以下の2つを基本方針とします。

#### ①市、市民及び民間団体がそれぞれ担う役割について

- 【市】・伝統的なものから新しいものまで、偏ることなく様々な機会を提供するよう努める
  - ・積極的に情報を収集及び蓄積し、広く市民に提供するよう努める
  - ・様々な文化芸術活動に耐えうるよう、また、効率的な施設の環境整備に努める
- 【市民】・文化芸術への希望やアイデアを提供し、より良い文化芸術振興への協力を努める
  - ・自身の活動及び知り得た文化芸術情報を積極的に発信するよう努める
  - ・各種文化芸術の体験教室や、展覧会等の鑑賞に積極的に参加するよう努める

【市民団体】・積極的な情報発信を行い、広くその活動を知らしめるよう努める

- ・様々な機会での次世代への継承に努める
- ・体験教室の開催等、積極的な機会や交流の創出に努める

それぞれの役割に加えて、市・市民・市民団体が一体となって、積極的な交流に努め、相互に協力し、より発展的な文化芸術活動を目指すことが必要になります。

## ②すべての市民が文化活動を行える環境の整備について

施設に関しては、文化芸術活動を実施する上で、また鑑賞や参加をする上で、活動の基盤となるものであり、様々な場としての役割が期待されます。

施設環境整備に関する方針としては、

- ・各種文化芸術活動施設の充実について
- ・施設間の連携強化について
- ・既存施設の有効活用について

の3つを掲げます。

## 第4章 主要施策



### 第1節 多様な文化芸術活動を行える環境づくり

#### 1 各種文化施設の充実

- ▶ 各施設の規模や特性に応じた活用を図るとともに、計画的な修繕を実施し、文化芸術活動に対する多様なニーズに応えられるように努めます。また、高齢者や障がい者に配慮する等、様々な視点に立ちすべての市民が利用しやすい施設の環境整備を進めていきます。
- ▶ 各施設の設備の把握と適切な管理を行うとともに、効率的な備品の購入や貸し出し、市民への情報提供を図り、施設活用の幅を広げるよう努めます。

#### 2 展示施設の整備検討

- ▶ 現在、展示活動の中心となっている生涯学習センターの他、地域交流センターや各所の公共施設、公園、学校等に展示スペースの設置を検討し、特定の分野に限らず、身近でより幅広い文化芸術に触れることができる展示施設の整備に努めます。
- ▶ 専門的な展示に対応できるよう展示手法や管理方法について情報を収集するとともに、博物館や美術館、セキュリティーや展示専門企業と連携し、より良い状態での展示管理・運営に努めます。



### 3 文化施設情報の集積・活用

- ▶ 現在ある文化施設をより有効に活用するために、活動の場として活用できる施設情報・貸出備品情報をまとめ、市ホームページや広報紙等で公開し、常に最新の情報を発信するよう関係部署との連携に努めます。
- ▶ インターネット環境がない人も、施設利用に関する詳細情報が入手できるよう、紙媒体での資料を作成し、公共施設で閲覧できるよう努めます。
- ▶ 将来的には、企業や神社仏閣等の民間団体との連携についても検討し、使用可能な施設の開拓や情報提供の充実に努めるとともに、施設間の連絡を密にすることで、文化芸術活動を行う団体や個人に対し、より適した活動場所や展示・発表の場を紹介できる体制づくりに努めます。

### 4 民間施設を含む施設間の連携強化

- ▶ 市内にある公共施設の連携を密にし、各施設でのイベント等の情報の共有や、より適した活動場所の紹介等を通して、円滑な利活用や鑑賞を支援します。また、専門性が高いものや大規模なイベントで既存施設での実施が難しいものについては、他市町村や民間を含む施設と連携した開催も視野に入れて実現に努めます。

### 5 新規文化活動の支援

- ▶ 新たに文化活動を希望している個人や団体に対し、活動場所や情報発信方法、他の活動団体との連携仲介等の疑問、課題や要望等に対応できるよう各種情報を収集するとともに、有識者による相談体制の構築についても取り組みます。また、これまでにない新しい文化・芸術活動も尊重し、活動支援や既存の団体との連携の可能性を探ることに努めます。

## 第2節 市民の文化芸術活動を支援する仕組みづくり

### 1 補助金制度をはじめとする活動支援

- ▶ 国や県、市が実施している補助金等の支援制度について、情報を収集し、各団体に適した補助金制度の紹介や提出資料作成についての助言等を行います。また、文化芸術活動を新たに展開、支援するために基金等の財源確保に努め、市民の文化芸術活動の一層の推進を図ります。

### 2 活動把握及び活動情報の提供・広報、名義後援

- ▶ 活動状況等を把握し、より適した情報発信の時期や方法を模索し、団体間の連携等の支援に活用できるよう取り組みます。また、事業にともなう名義後援については、申請内容を審査の上、使用の支援を行います。

### 3 顕彰制度

- ▶ これまで行われている文化財の指定・登録制度による保護だけでなく、これからは身近な文化芸術や関わりをもつ人物の事績等についても後世に継承していくことが重要であることから、既存の制度にとらわれない施策を検討し取り組みます。

### 4 人材バンクの創設

- ▶ 文化芸術の専門家は、個々の活動を通して、地域の大人や子どもたちにも文化芸術への関心を広げていくことに貢献しています。そのために、現在進めている大学連携の活用や地域の専門家の発掘を行い人材の確保に努めます。

### 5 文化活動団体の学びの場の提供

- ▶ 文化活動団体の多様化するニーズに合わせて、適切な学びの場を紹介します。また、設備を含めて老朽化が進んでいる個々の施設についても、高度化や更新等を進め、新たなニーズに対応できるよう努めます。

### 第3節 市民が文化芸術活動に親しむ環境づくり

#### 1 鑑賞型文化芸術事業の開催及びイベントの招致

- ▶ すべての市民が手軽に文化芸術を享受するとともに、文化芸術への興味関心を高められるよう、市民の意識やニーズを把握し、子どもたちや初めての方にも親しみやすい企画や、伝統文化から新しい文化芸術活動等まで幅広い分野での鑑賞型文化芸術事業の開催やイベントの招致に努めます。

#### 2 既存施設の有効活用

- ▶ パブリックスペース(公共空間)や空き店舗、空き教室等の活用を促し、市民主体のイベント開催の場を提案するとともに、より身近に文化芸術を体験できる場として整備を進めます。

#### 3 広報の充実

- ▶ 市民の多くは広報紙を文化芸術についての情報を得る手段としていることから、図や写真等を用いた分かりやすい情報発信に努めます。また、ホームページやSNS等を活用した情報発信にも努めます。
- ▶ ポスターやちらしのデザインについても、幅広い年齢層に見やすく、必要な情報が得られるデザインの作成を心がけ、より広報効果の上がる掲示場所等の把握に努めます。

#### 4 高齢者や障がい者、子ども等に配慮した鑑賞事業の実施

- ▶ 交通手段の確保に配慮した会場の選定、事業の企画を行うよう努めます。
- ▶ すべての市民に鑑賞機会を提供するため、実施時期や会場の選定、案内や介助のためのボランティアの人的配置、キッズスペースやおむつ交換スペース等の施設整備に努めます。
- ▶ 学校、病院や介護施設等での鑑賞を支援するため、文化芸術団体の紹介等を行える体制を整備します。

## 第4節 文化芸術の担い手づくり

### 1 教室、講座の開催

- ▶ 多くの市民が文化に触れ、興味関心をもち活動するきっかけとして、市では生涯学習センターや公民館を主な会場として、多くの講座や教室を開催しています。今後、さらに幅広い分野の講座や教室内容を模索するとともに、より多くの方が参加しやすいように、各地区の文化施設を積極的に活用し、世代ごとにあった内容や開講日時のバリエーションを検討して事業の充実を図ります。

### 2 子どもや青少年が参加できる事業の充実

- ▶ 次代を担っていく子どもたちには、優れた文化芸術に多くふれる機会をつくり、表現や創造の喜びを学び、豊かな感性を育てていくことが重要であるため、学校行事や長期休業等を利用して、児童生徒が文化芸術を体験できる事業を開催し興味関心を育てるとともに、文化芸術活動をする団体等と交流する機会を提供するよう努めます。また、地域で行われている文化芸術活動についても連携に努めます。

### 3 学校と連携した生涯学習の充実

- ▶ 学校行事や授業で、文化芸術を行う団体や個人と連携し、文化芸術に触れあう機会や興味をもつきっかけ作りを推進します。内容についても、学年や授業内容等を加味し、より理解や興味を得やすい取り組みとなるよう検討します。
- ▶ 校外学習の一環として、市内を含む近隣での文化芸術鑑賞を積極的に取り入れ、文化芸術に対する感性を育み、文化芸術を身近なものとするこことで、自ら取り組む姿勢も育むよう連携を図ります。また、文化芸術活動を希望する児童生徒に対しては、日頃から市や学校が活動団体等と連携することにより、実際の活動へつなげられるような後押しをする体制づくりに取り組みます。

## 4 文化ボランティアの育成

- ▶ 文化芸術活動を行う際に、団体や個人では手が回らない点について補助する、文化ボランティアの登録制度化を検討します。ボランティア登録は、年齢や団体、個人に関わらず受け付け、希望する活動や適性に応じて紹介する仕組みとし、支援を受けた側も登録していくことで、市民等が相互に支え合う仕組みを拡大していきます。

## 第5節 文化芸術による地域の活性化

### 1 文化芸術による市民交流の推進

- ▶ 個々の団体や個人が交流事業を進めていくことには限界があるため、市が意見交換や共同開催等の交流の場を設けて、活発に交流が図られるよう努めます。また、イベント等の文化芸術を発信する機会には、実施や体験を市内外から積極的に参加を募り、そこから交流が生まれるよう努めます。

### 2 文化資源を活用した、地域経済と文化の活性化

- ▶ 文化資源を常総市の“たから”と捉え、特色を生かした活用を積極的に図り、一層の理解と浸透を促します。また、イベント等にも積極的に取り入れて文化芸術に馴染みが薄い市民にも、文化芸術を見直し、再認識を図る機会となるよう努めます。
- ▶ 歴史的建造物や文化を育んだ自然環境等が、今日の常総市の文化芸術を創ってきた大切な遺産であることを認識し、景観やまちづくりに市民とともに取り組み、将来に継承していくことに努めます。

### 3 文化団体とまちづくり団体の連携促進

- ▶ 文化芸術の振興とまちづくりは、相反するものではなく相互に連携を図ることで相乗効果が見込めるものであるため、事業を企画・推進する際には、官民に関わらず双方の団体、有識者との連携に努めます。

### 4 自治体間の文化的交流の促進

- ▶ 他市町村や他市町村所在団体との交流についても積極的に促進し、文化芸術活動の範囲を広げるとともに、情報を収集・共有し、団体運営の向上や市民への情報発信に努めます。また、文化的なつながりを契機とした市民レベルでの交流が先行して形作られる場合もあることから、積極的に支援し連携に努めます。

## 5 様々な場面での文化発表の場の提案

- ▶ 既存の事業の中に文化芸術の発表の場を設けることで、来場者数や事業成果等で相乗効果が得られるものを調査し、導入を進めます。また、市民等からの提案や産官学連携を積極的に取り入れて、新たな文化芸術発表の場を検討し、実現に努めます。

# 資料編



## 資料編

### 1 文化芸術基本法

平成13年12月7日法律第148号  
改正 平成29年6月23日法律第73号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方

公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要である

ことに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定す

る文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸

能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の

必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸

術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄



(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の  
検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 常総市文化芸術条例

平成24年6月15日

条例第14号

常総市は、市域のほぼ中央に一級河川の鬼怒川が、市域の東には小貝川、西には飯沼川が流れ、東部の低地部は広大な水田地帯となっており、西部の丘陵地には畑地や平地林が広がっています。かつては、これらの豊かな穀倉地帯を背景に鬼怒川の水運による水上交通路の要衝として常総地方の文化や経済の中心的な役割を果たしてきました。また、この豊かな自然環境は、心を豊かにするさまざまな文化活動を育み、地域に根ざした独自の文化芸術を形成してきました。

私たちは、この長い歴史の中で培われてきた多くの文化財産や伝統を受け継ぎ、より豊かなものにして次の世代に引き継いでいかなければなりません。文化芸術は、豊かな人間性を育み、人生に生きがいや活力を与えるなど重要な要素の一つです。

私たちは、先人から受け継いだこの貴重な文化財産や自然を大切にしながら、市民一人ひとりが文化芸術を享受し、創造し、かつ発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指し、ここに常総市文化芸術条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、文化芸術に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民一人ひとりの自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動を行う者（当該活動を行う団体を含む。以下同じ。）の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発

展が図られなければならない。

- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条各項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、文化芸術に関する施策の推進に関し、国、他の地方公共団体等との連携を図るとともに、市民、民間団体、事業者等との連携に努めるものとする。

- 3 市は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、自主的かつ創造的な文化芸術に関する活動を行うことによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民は、文化芸術に関する活動について相互に理解し、尊重し合うように努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第5条 民間団体及び事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として自主的に文化芸術に関する活動を行うとともに、市民の文化芸術に関する活動を支援することによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第6条 市長は、第3条第1項の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の保存、継承及び活用に関すること。
- (2) 文化芸術に関する活動を行う者の育成及び活用に関すること。
- (3) 市民が文化芸術に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供に関すること。
- (4) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
- (5) 前各号のほか文化芸術に関し必要な事項

- 3 文化芸術推進基本計画は、次条の常総市文化芸術審議会の意見を聴いて定めなければならない。

- 4 市長は、文化芸術推進基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更（軽微なものを除く。）について準用する。

（審議会の設置）

第7条 文化芸術基本法第37条の規定に基づき、市の文化芸術に関する重要事項を審議するため、常総市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事項）

第8条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、文化芸術に関し、市長又は教育委員会に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（審議会の委員）

第10条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 文化芸術に関する活動を行う者
- (3) 民間団体又は事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号のほか市長が特に認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会議）

第11条 審議会の会議は、公開する。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成30年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 常総市文化芸術審議会規則

平成25年2月21日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市文化芸術振興条例（平成24年常総市条例第14号）第12条の規定に基づき、常総市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が欠けているときは、教育委員会教育長が招集し、会長又は副会長が選任されるまでの間その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(答申等)

第4条 会長は、市長又は教育委員会から文化芸術の振興に関する諮問を受けたときは、審議会における審議の結果を取りまとめ、答申しなければならない。

2 会長は、文化芸術の振興に関する審議会の意見を取りまとめたときは、市長又は教育委員会に建議するものとする。

(分科会)

第5条 審議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

(分科会長)

第6条 分科会に分科会長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果を審議

会に報告しなければならない。

(分科会の会議)

第7条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。ただし、分科会長が欠けているときは、分科会に属する委員のうち会長が指名する者が招集し、分科会長が選任されるまでの間その議長となる。

2 第3条(第1項を除く。)の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条第4項中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 4 常総市文化芸術審議会概要

○常総市文化芸術審議会委員

氏名	備考
松田 澄代	公募による市民
渡辺 昌江	公募による市民
石塚 安一郎	文化芸術に関する活動を行う者
増田 美久	文化芸術に関する活動を行う者(～平 29.10)
梅澤 隆	文化芸術に関する活動を行う者(平 30.1～)
橋本 武夫	文化芸術に関する活動を行う者
軽部 都美子	文化芸術に関する活動を行う者
藤中 清永	文化芸術に関する活動を行う者
稲石 高志	民間団体又は事業者の代表者(～平 29.10)
相山 隆司	民間団体又は事業者の代表者(平 30.1～)
齊藤 泰嘉	学識経験を有する者(～平 29.10)
守屋 正彦	学識経験を有する者(平 30.1～)
坂本 唯市	学識経験を有する者
中山 治	学識経験を有する者
堀越 吉男	学識経験を有する者(～平 28.7)
沼尻 保	学識経験を有する者(平 30.1～)

○常総市文化芸術審議会審議状況

開催日	会議の内容
平成 25 年 10 月 4 日	第 1 回常総市文化芸術審議会 ・会議の運営方針等の確認 ・アンケート等今後の進め方等の確認
平成 26 年 3 月 19 日	第 2 回常総市文化芸術審議会 ・アンケート結果について ・他市町村の状況について ・計画の骨子案について
平成 26 年 12 月 15 日	第 3 回常総市文化芸術審議会 ・常総市文化芸術振興計画に関する答申のとりまとめ
平成 27 年 3 月 25 日	第 4 回常総市文化芸術審議会 ・常総市文化芸術振興計画に関する答申のとりまとめ
平成 30 年 3 月 27 日	第 5 回常総市文化芸術審議会 ・文化芸術振興基本法及び常総市文化芸術振興条例の改正について ・常総市文化芸術振興基本計画（案）の検討
平成 30 年 月 日	第 6 回常総市文化芸術審議会 ・パブリックコメントの結果について ・計画の制定について



## 5 市内文化芸術施設一覧表

施設区分	施設名	住所	電話番号
公民館 集会所	水海道公民館	水海道栄町 2680 番地 1	22-3490
	大生公民館	平町 441 番地	—
	五箇公民館	上蛇町 1899 番地 1	22-9941
	三妻公民館	三坂町 1544 番地 3	—
	大花羽公民館	大輪町 464 番地 5	24-7948
	菅原公民館	大生郷町 1960 番地 1	24-7843
	豊岡公民館	豊岡町丙 1587 番地	24-0253
	坂手公民館	坂手町 6219 番地 1	27-2942
	内守谷公民館	内守谷町 2743 番地 2	27-0619
	菅生公民館	菅生町 1187 番地 10	27-2940
	石下中央公民館	本石下 85 番地	42-2507
	石下西公民館	鴻野山 156 番地	43-7330
	横曽根集会所	豊岡町乙 1742 番地	24-5498
	中三坂集会所	三坂町 684 番地 1	22-9063
	石下集会所	新石下 3645 番地 4	—
展示・貸出施設	生涯学習センター	水海道天満町 4684 番地	22-1111
	地域交流センター	新石下 2010 番地	42-0169
	水海道風土博物館坂野家住宅	大生郷町 2037 番地	24-2131
	図書館	水海道天満町 1606 番地	23-5556
その他の施設	石下文化センター	本石下 4373 番地 1	—
	岡田文化センター	杉山 676 番地	—
	豊田文化センター	豊田 1081 番地 1	—
	玉文化センター	原宿 1380 番地	42-5579

## 6 市内文化財一覽表

### 国重要文化財

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
建造物	坂野家住宅（主屋・表門）	2棟	大生郷町	昭和43年4月25日

### 県指定文化財

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
絵画	絹本着色御廟天神画	1幅	大生郷町	昭和35年12月21日
絵画	絹本着色神酒天神画	1幅	大生郷町	昭和35年12月21日
絵画	紙本着色北野天神縁起絵巻	2巻	大生郷町	昭和35年12月21日
絵画	紙本着色三十六歌仙絵	36幅	大生郷町	昭和35年12月21日
工芸品	阿弥陀如来懸仏	1口	水海道諏訪町	昭和35年12月21日
彫刻	木造如意輪観音坐像 附紙本墨書書状2通	1軀	豊岡町	平成7年1月23日
無形民俗文化財	大塚戸の綱火		大塚戸町	平成11年11月25日
史跡	長塚節生家		国生	昭和30年6月25日
彫刻	木造聖徳太子立像 附修理銘札3枚、彩色奉加帳2冊	1軀	菅生町	平成19年11月16日

### 市指定文化財

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
絵画	千姫姿絵	1幅	豊岡町	昭和56年12月10日
彫刻	金銅阿弥陀如来立像	1軀	豊岡町	昭和56年12月10日
工芸品	紫龍石の硯	1面	豊岡町	昭和56年12月10日
工芸品	弘経寺扁額	1面	豊岡町	昭和56年12月10日
工芸品	鉄切付盛上黒塗碁石頭縹糸素掛威 二枚胴具足	1具	豊岡町	昭和56年12月10日
書跡	紺紙金泥阿弥陀経	4巻	豊岡町	昭和56年12月10日
天然記念物	弘経寺のスギ（来迎杉）	1株	豊岡町	昭和56年12月10日
史跡	千姫の墓	1基	豊岡町	昭和56年12月10日
天然記念物	大塚戸のムクノキ	1株	大塚戸町	昭和56年12月10日
建造物	弘経寺鐘楼	1棟	豊岡町	昭和58年3月1日
建造物	弘経寺経蔵（八角輪蔵）	1棟	豊岡町	昭和58年3月1日
考古資料	のろ流出孔栓	4個	内守谷町	昭和58年3月1日
考古資料	羽口	3個	内守谷町	昭和58年3月1日
考古資料	板碑（金剛界大日三尊像）	1基	中妻町	昭和58年3月1日

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
建造物	一言主神社本殿	1棟	大塚戸町	昭和59年3月15日
建造物	八幡神社本殿	1棟	水海道橋本町	昭和59年3月15日
建造物	水海道天神社本殿	1棟	水海道天満町	昭和59年3月15日
絵画	絹本着色十一面観音像	1幅	大生郷町	昭和59年3月15日
無形民俗文化財	内守谷本郷馬鹿囃子		内守谷町	昭和59年3月15日
史跡	累の墓	1基	羽生町	昭和59年3月15日
絵画	絹本着色了誉聖母像	1幅	豊岡町	昭和62年10月1日
天然記念物	鹿小路のタブノキ	1株	内守谷町	昭和62年10月1日
建造物	日枝神社本殿	1棟	菅生町	昭和63年9月19日
建造物	別雷神社本殿	1棟	菅生町	昭和63年9月19日
無形民俗文化財	長ノ入の獅子舞（馬鹿囃子）		内守谷町	平成元年12月10日
無形民俗文化財	水海道神楽		水海道栄町	平成11年4月14日
天然記念物	諏訪神社のケヤキ	1株	水海道諏訪町	平成14年4月1日
工芸技術	いしげ結城紬工芸技術		新石下	昭和56年12月7日
絵画	渡辺備前守元義肖像画	1幅	古間木	平成2年1月8日
絵画	菅公天神縁起絵巻	6巻	馬場	平成2年1月8日
建造物	高礼台	1基	鴻野山	平成2年1月8日
建造物	高礼台	1基	崎房	平成2年1月8日
無形民俗文化財	石下天神ばやし		原宿	平成2年1月8日
史跡	六所塚	1基	蔵持	平成2年1月8日
天然記念物	大日塚大けやき	1株	鴻野山	平成2年1月8日
天然記念物	峯薬師様大椎	1株	篠山	平成2年1月8日
天然記念物	稲荷神社大けやき	1株	新石下	平成2年1月8日
彫刻	木造如来立像	1軀	曲田	平成13年12月1日
彫刻	木造如来立像及び二脇侍立像	3軀	豊田	平成13年12月1日
彫刻	木造正観音菩薩立像	1軀	豊田	平成13年12月1日
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	本石下	平成13年12月1日
彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	大房	平成13年12月1日
無形民俗文化財	石下飴屋踊り		本石下	平成17年3月1日
工芸技術	木版画		新石下	平成17年3月1日
工芸技術	木版画		本石下	平成17年3月1日
考古資料	蔵持の建長銘板碑	3基	蔵持	平成17年12月22日
考古資料	西福寺の建長銘板碑	1基	新石下	平成17年12月22日
建造物	旧報徳銀行水海道支店	1棟	水海道宝町	平成18年12月22日

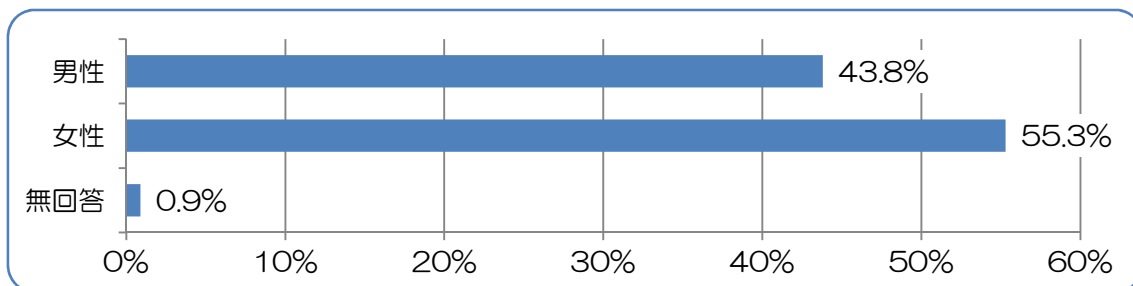
種別	名称	員数	所在地	指定年月日
建造物	坂野家住宅書院	1棟	大生郷町	平成18年12月22日
無形民俗文化財	とんだやばやし(神田囃子)		新石下	平成21年10月23日
史跡	菅生城址	1基	菅生町	平成21年10月23日
絵画	絹本著色嘆誉良肇上人像	1幅	豊岡町	平成25年2月21日
天然記念物	菅生沼のタチスミレ群落		菅生町	平成28年12月23日

### 国登録文化財

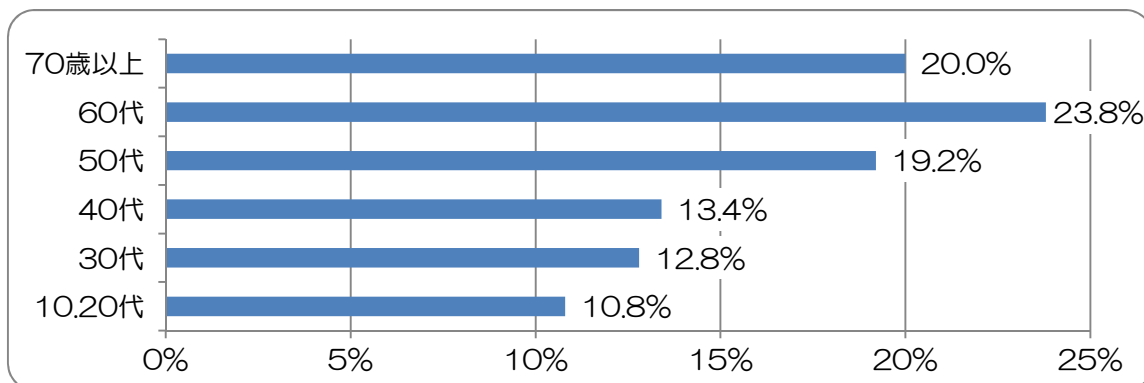
種別	名称	員数	所在地	登録年月日
建造物	二水会館(旧水海道町役場)	1棟	水海道天満町	平成9年12月12日
建造物	五木宗レンガ蔵	1棟	水海道元町	平成12年4月28日
建造物	武道館(旧水海道小学校雨天体操場兼講堂)	1棟	水海道栄町	平成15年7月1日

## 7 意識調査結果

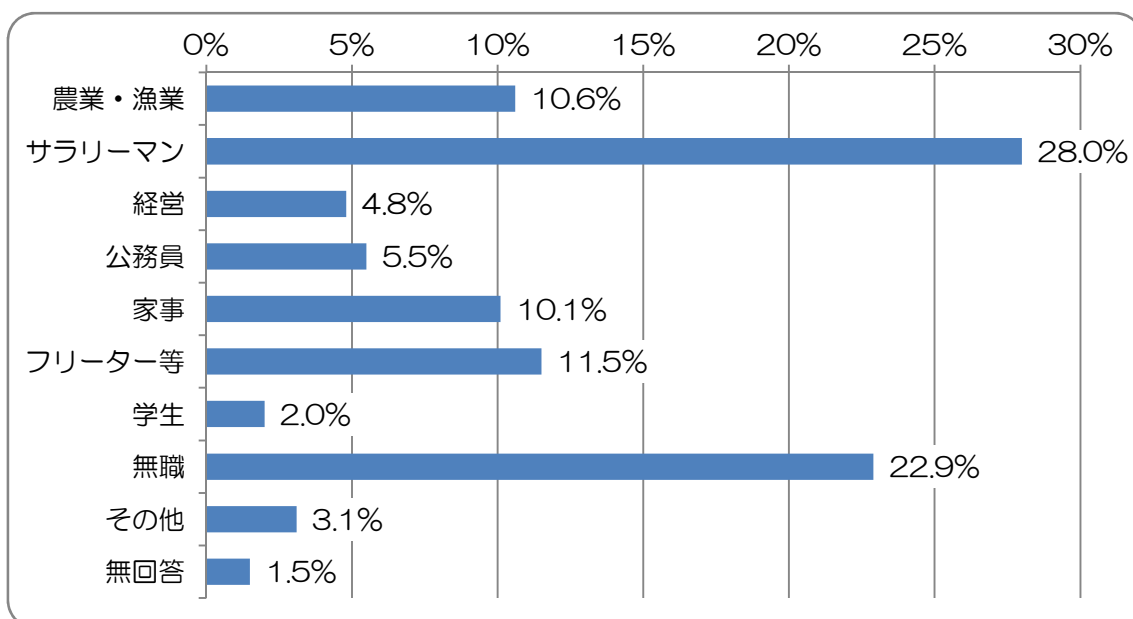
問1 あなたの性別はどちらですか。



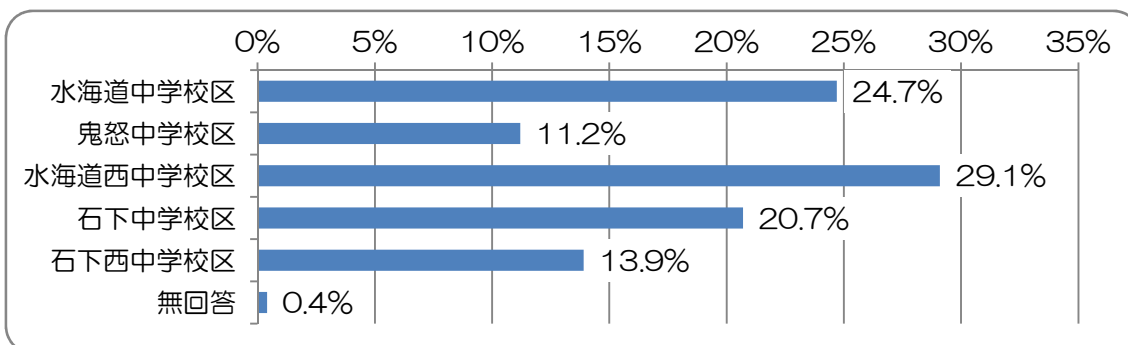
問2 あなたの満年齢は次のどれに該当しますか。(平成25年4月1日現在)



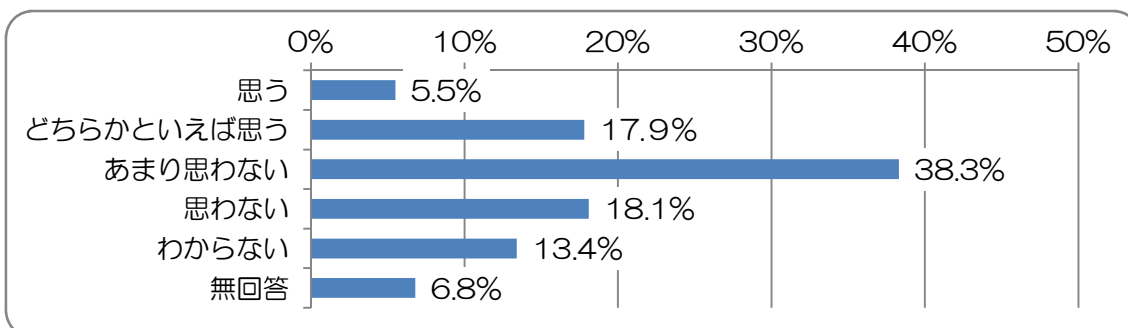
問3 あなたの職種は次のどれに該当しますか。



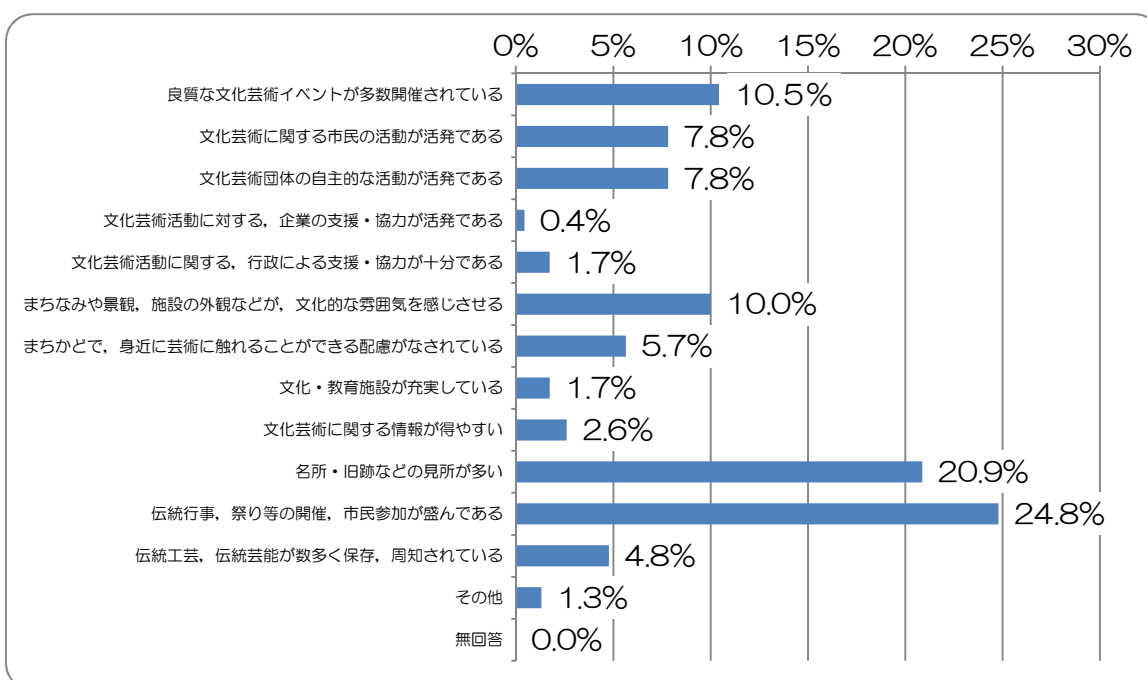
問4 あなたのお住まいの地区は、どの中学校の通学区にあてはまりますか。



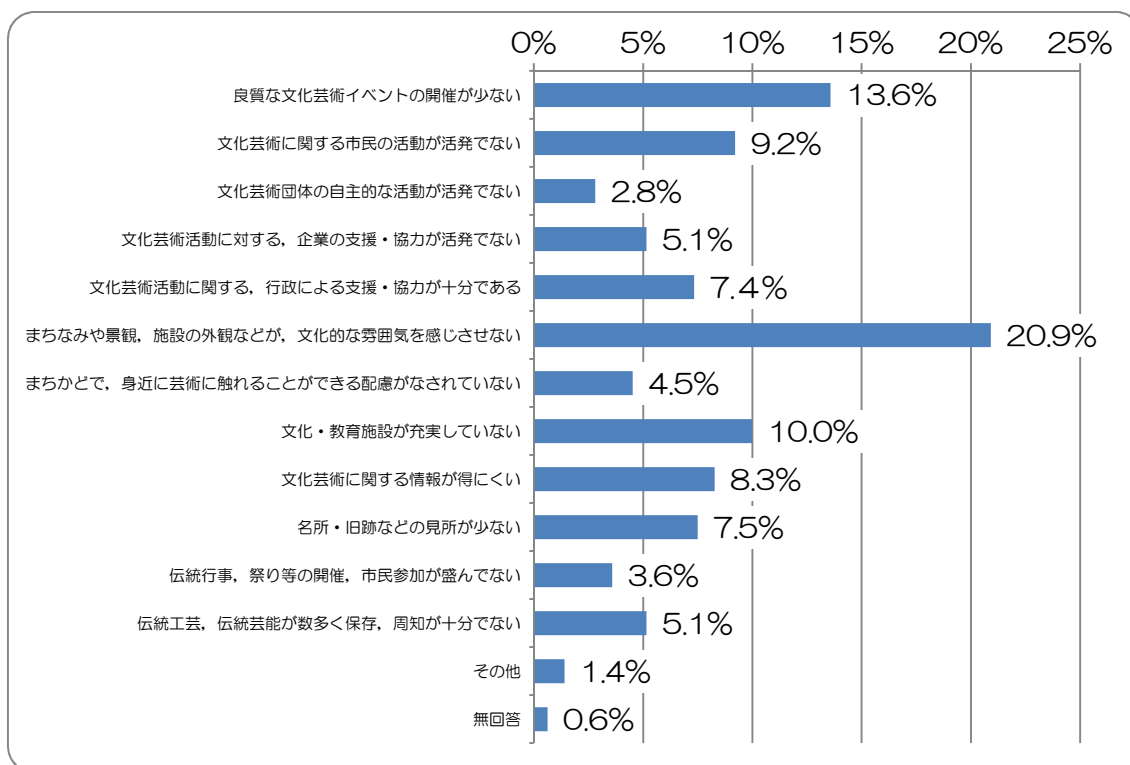
問5 常総市は、文化的なまちだと思いますか。



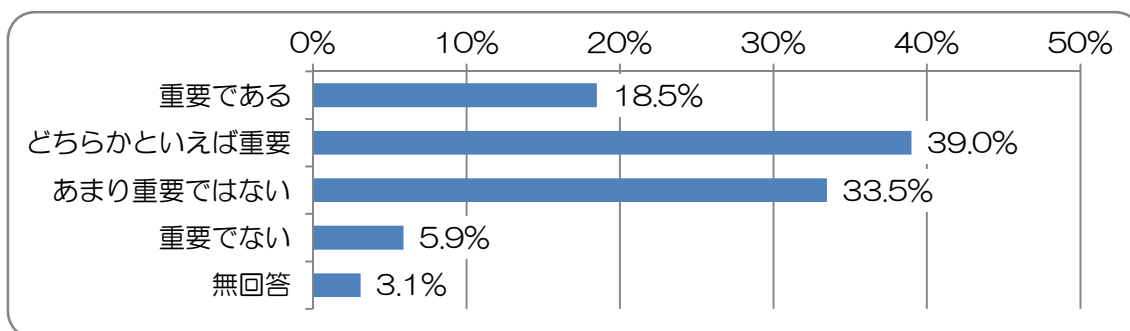
問6 問5で「1. 思う」、「2. どちらかといえば思う」と答えた方にお伺いします。常総市が文化的なまちであると感じるところはどこですか。



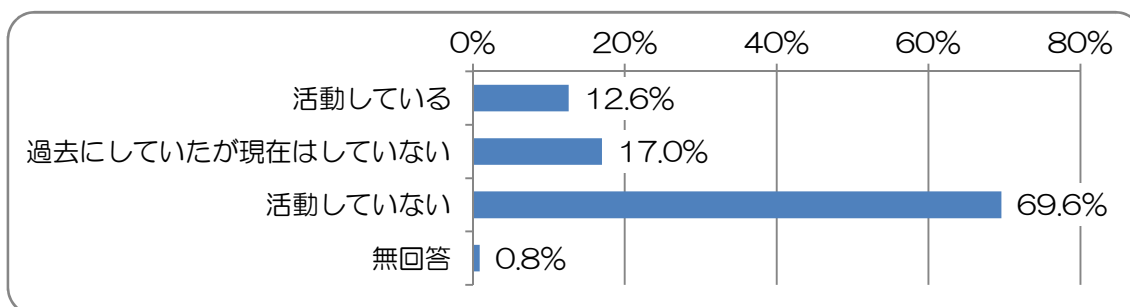
問7 問5で「3. あまり思わない」、「4. 思わない」と答えた方にお伺いします。常総市が文化的なまちであると感じられないところはどこですか。



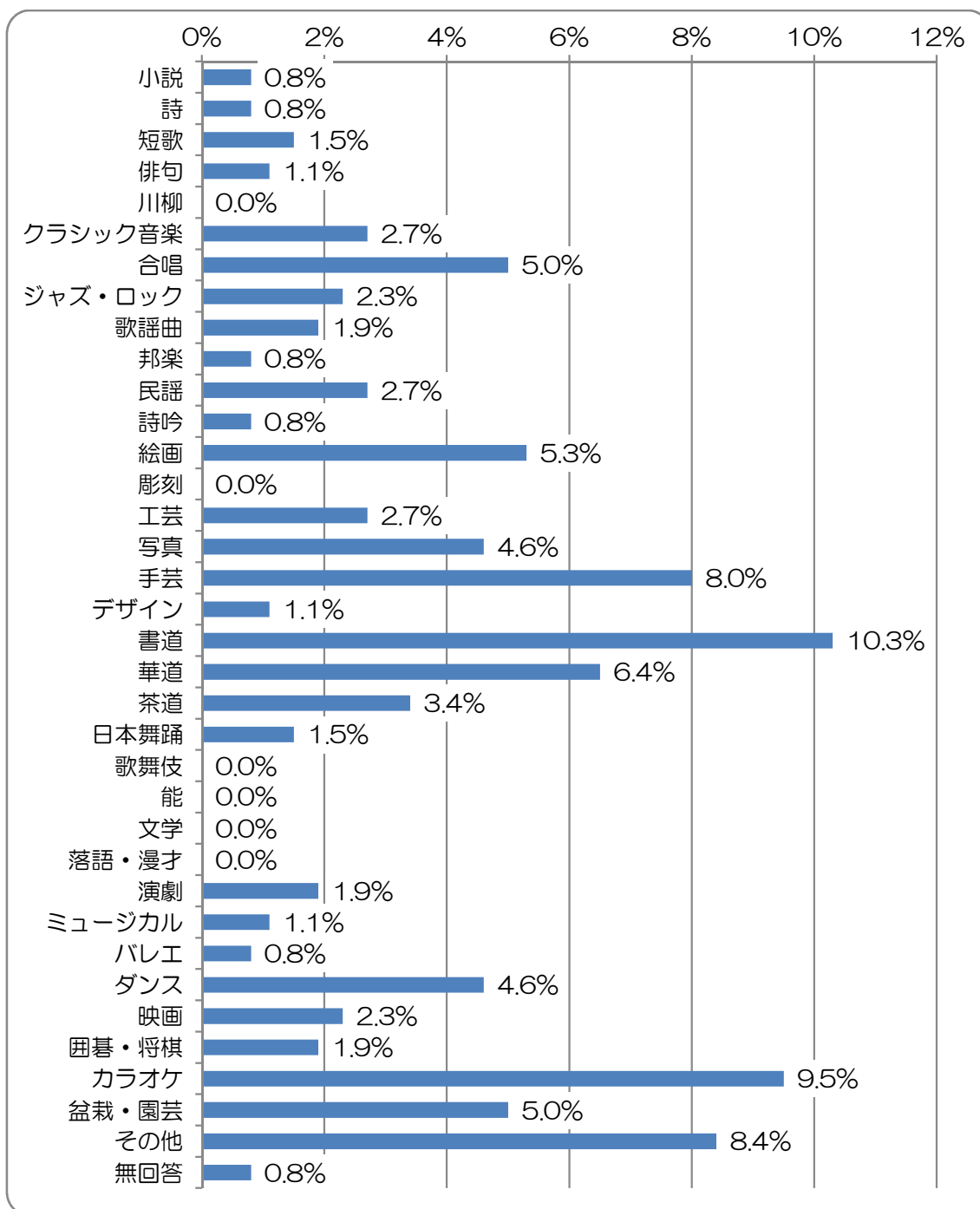
問8 文化芸術の発表や鑑賞等を行うことは、あなたにとって、どのことだと思いますか。



問9 ご自身が演じたり、作ったり、描いたり等の文化芸術に関する創作、発表等の活動をしていますか。

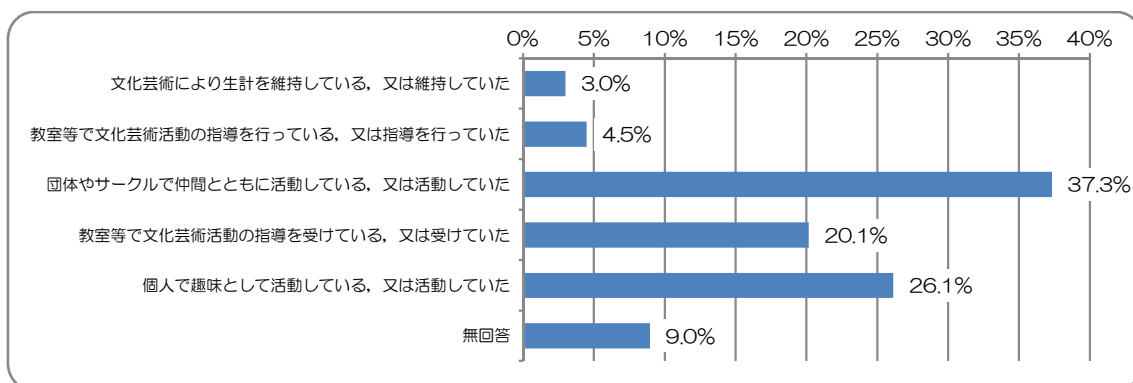


問 10 問 9 で「1. 活動している」、「過去していたが現在はしていない」と答えた方にお伺いします。  
それはどのような活動ですか。

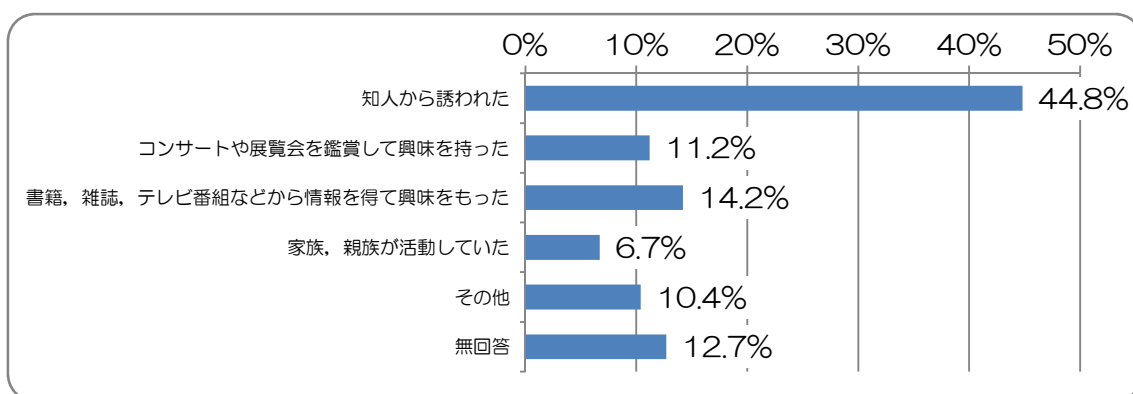




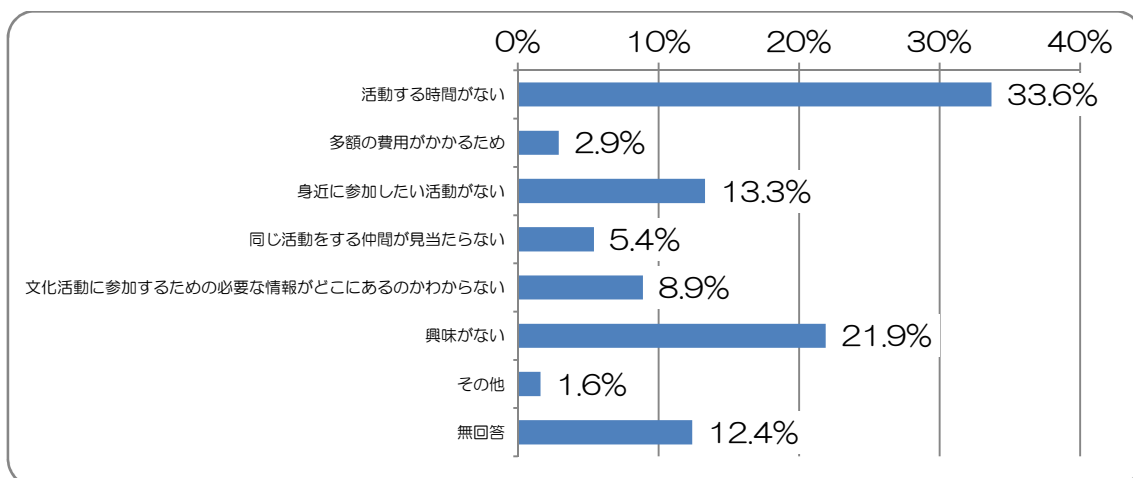
問 11 問 9 で「活動している」、「過去していたが現在はしていない」と答えた方に、活動の取組についてお伺いします。



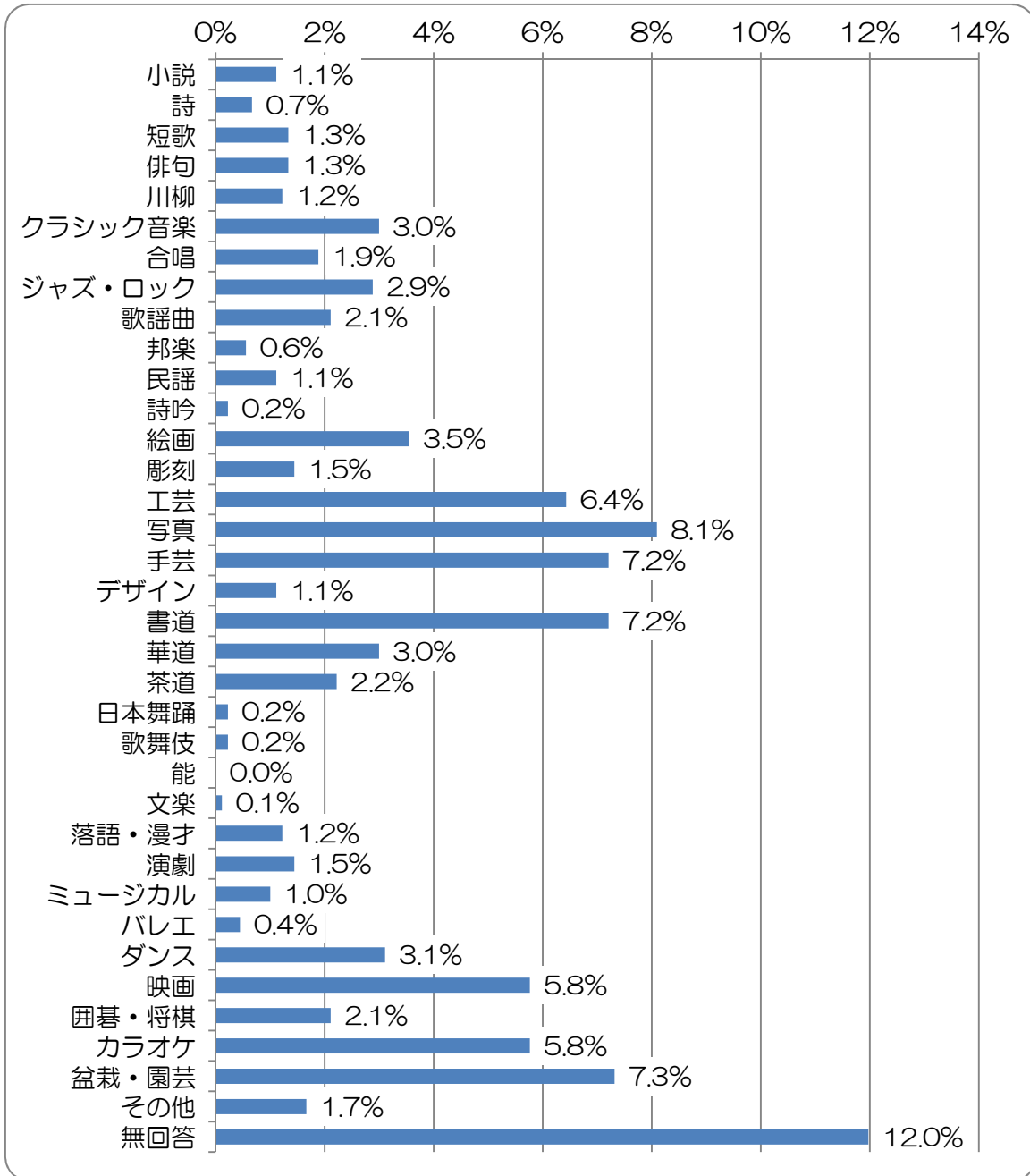
問 12 問 9 で「1. 活動している」、「過去していたが現在はしていない」と答えた方にお伺いします。活動をはじめるときかけとなった理由はなんですか。



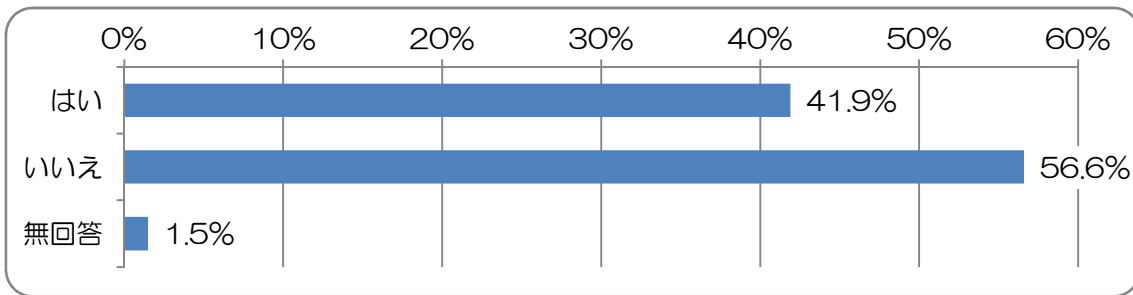
問 13 問 9 で「3. 活動していない」と答えた方にお聞きします。現在、創作、発表の活動をしていない最も大きな理由は何ですか。



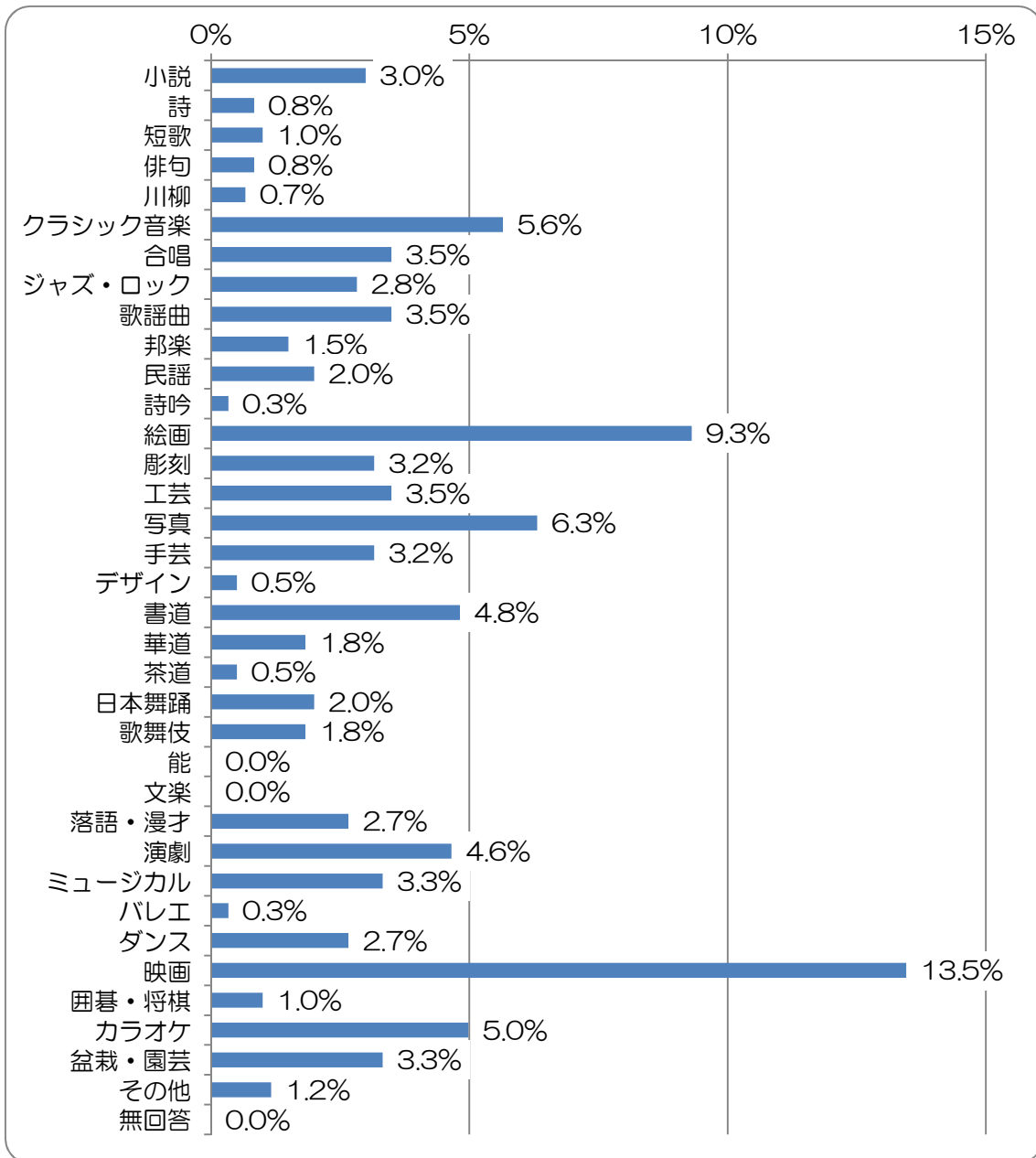
問14 今後活動したいと思う分野は何ですか。



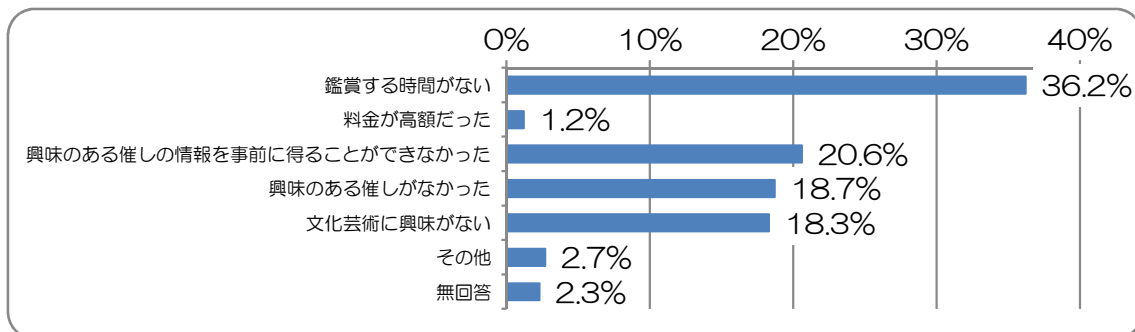
問 15 過去1年間で文化芸術の鑑賞活動をおこなったことがありますか。



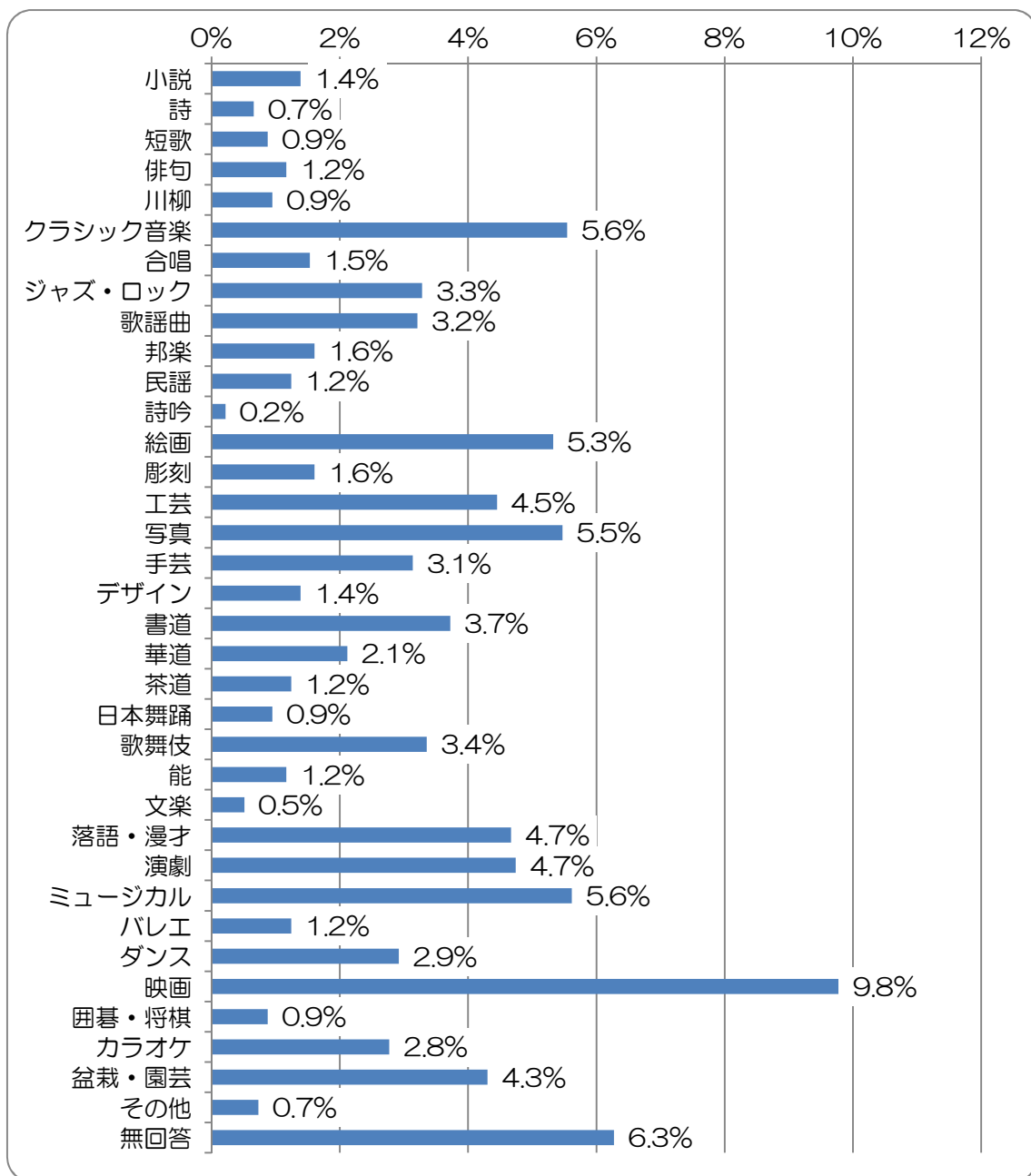
問 16 問 15 で「1. はい」と答えた方にお伺いします。鑑賞した内容は何ですか。



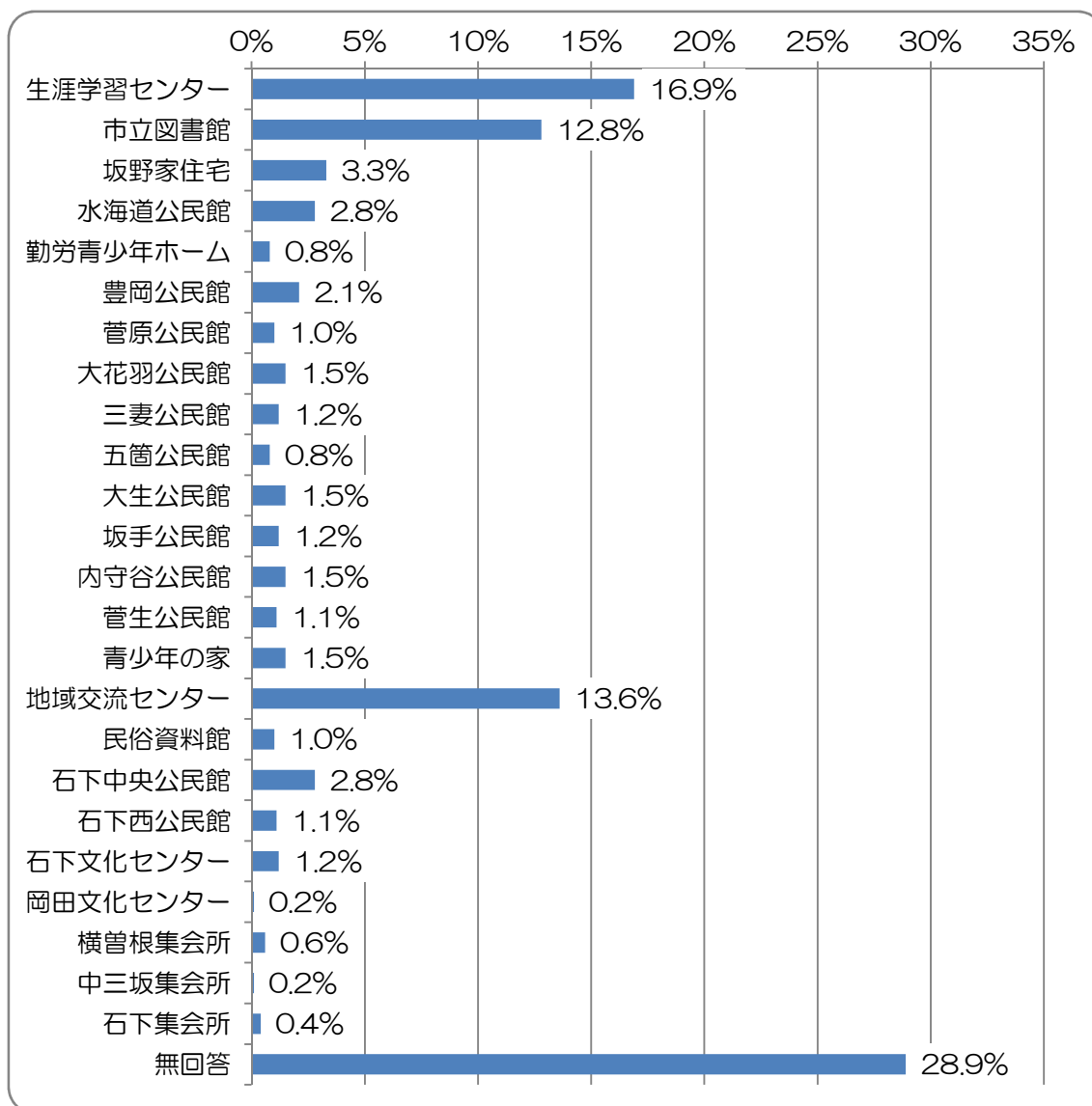
問17 問15で「2. いいえ」と答えた方にお伺いします。鑑賞しなかった最も大きな理由は何ですか。

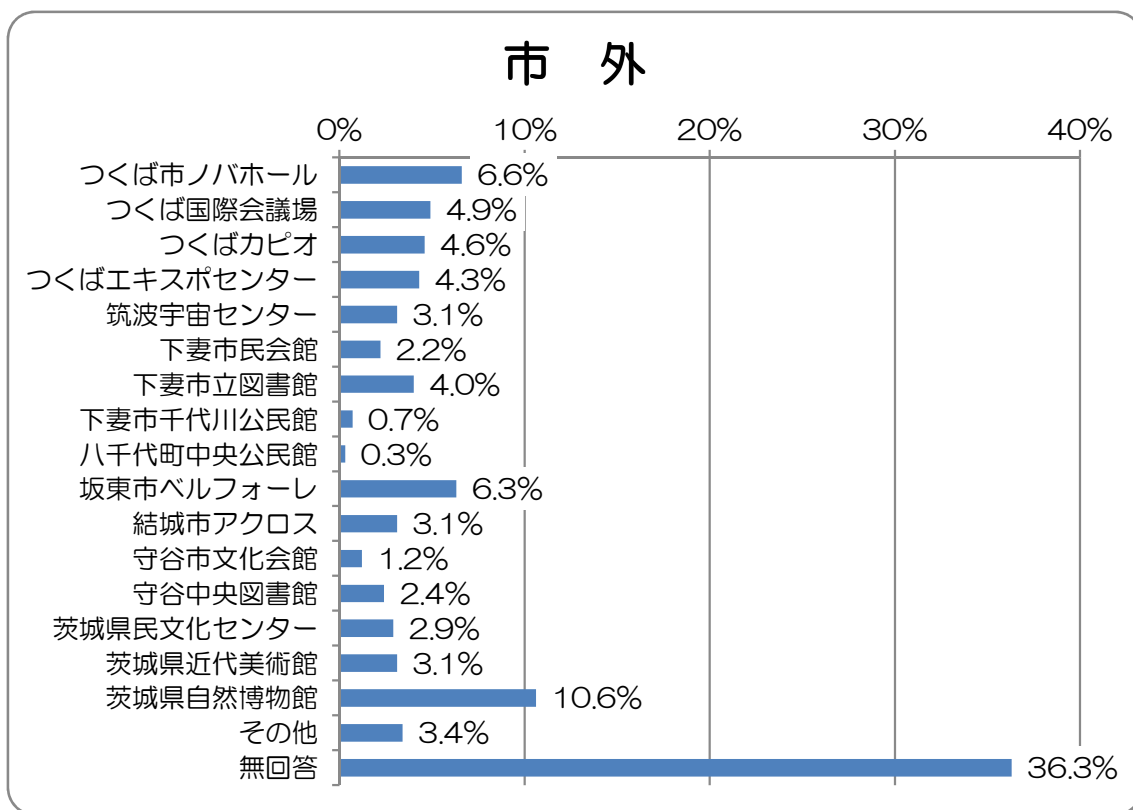


問18 今後、鑑賞したいと思う分野について、お伺いします。

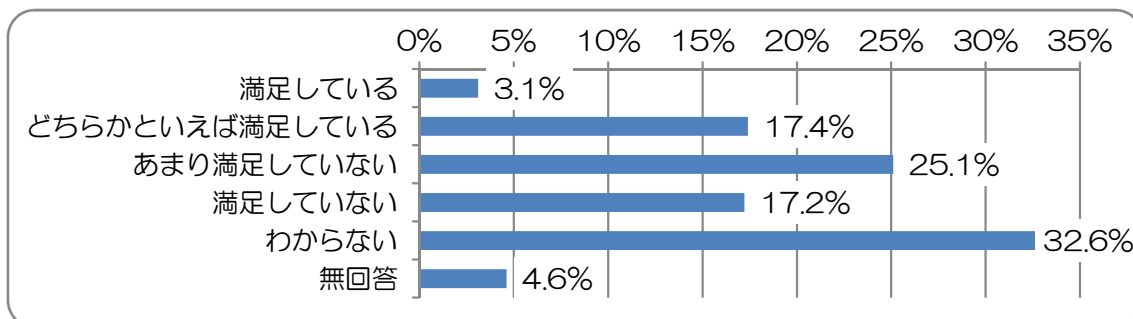


問 19 ここ1年間で利用されたことのある文化施設(市の施設に限らず, 県や民間施設を含む)について, お伺いします。

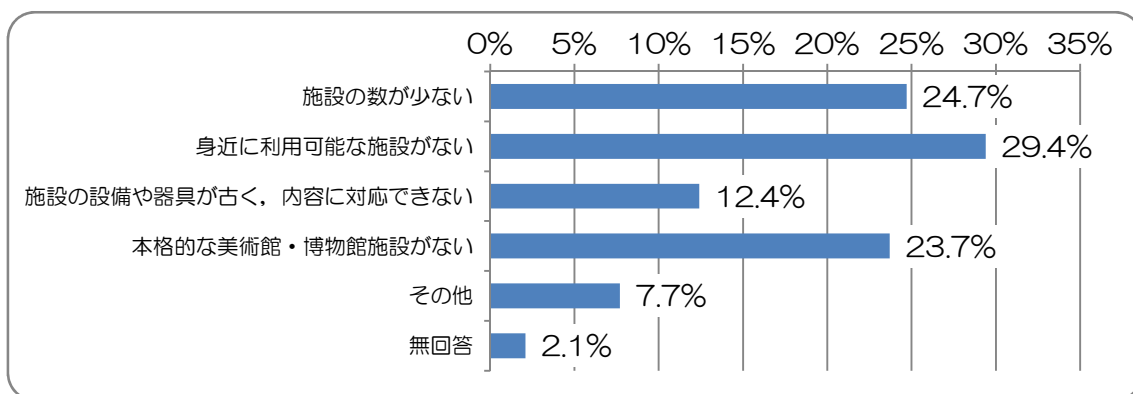




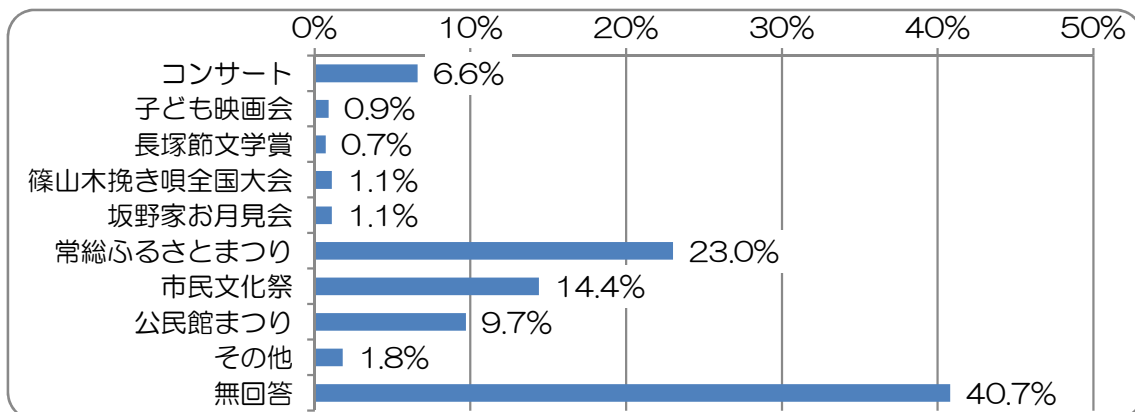
問 20 常総市内の文化施設の設置状況について満足していますか。



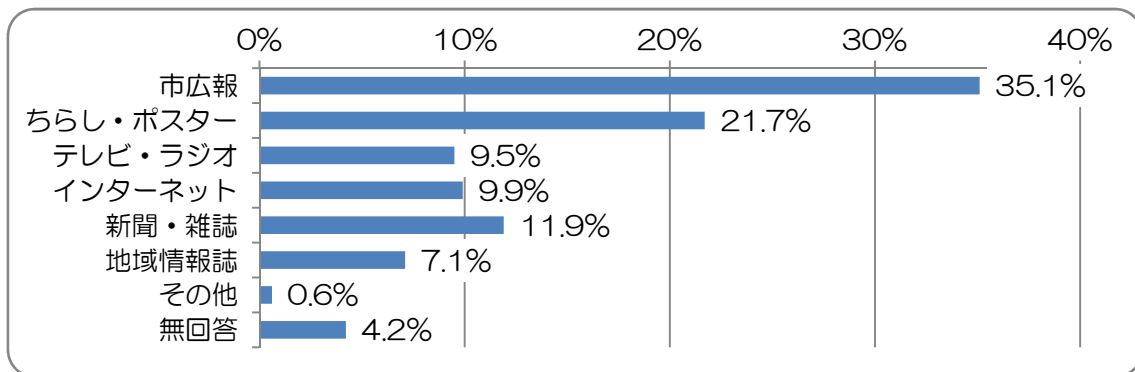
問 21 問 20 で「3. あまり満足していない」、「4. 満足していない」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。



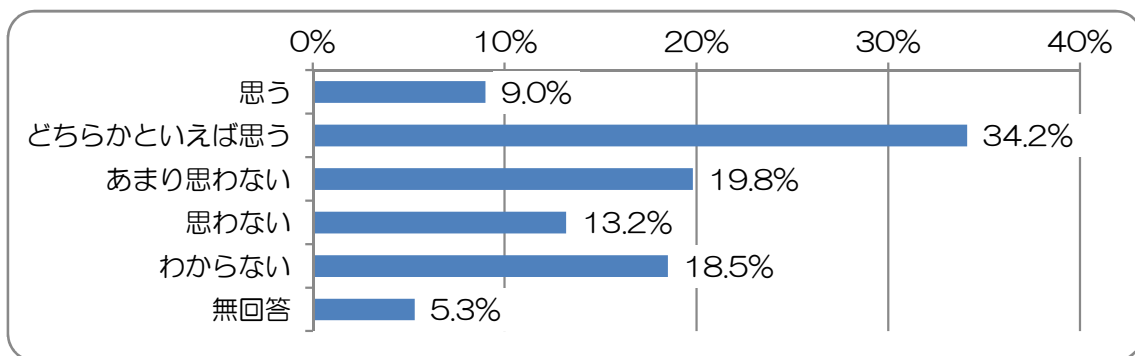
問 22 常総市主催の文化行事の内、この2年間で参加（発表、鑑賞のいずれか）行事は何ですか。



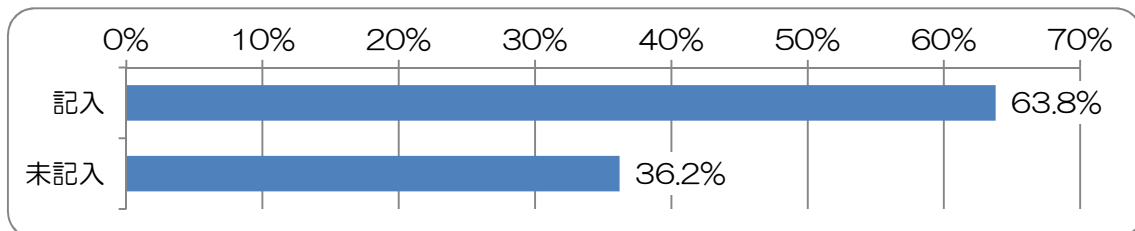
問 23 文化に関する情報を主にどこから得ていますか。



問 24 あなたは、文化に関する情報が十分に得られる状態にあると思いますか。



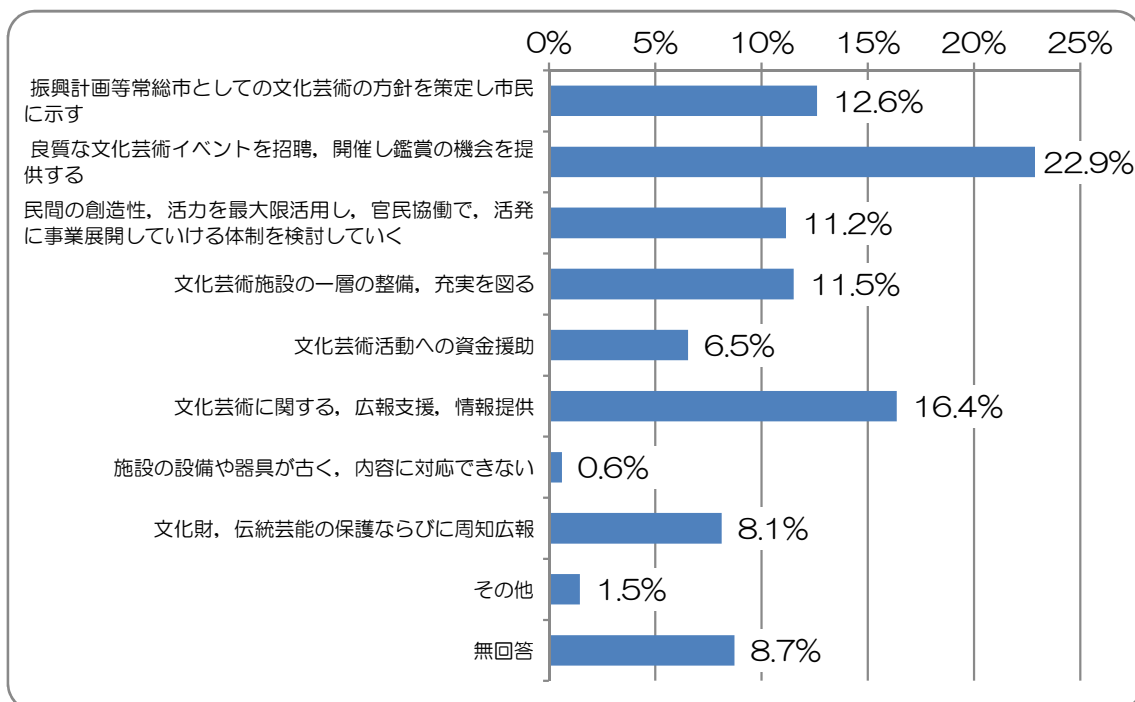
問 25 問 24 で「3. あまり思わない」、「4. 思わない」と答えた方にお聞きします。情報を得られない理由は何ですか。記入してください。



問25 情報を得られない理由《その他記入内容》

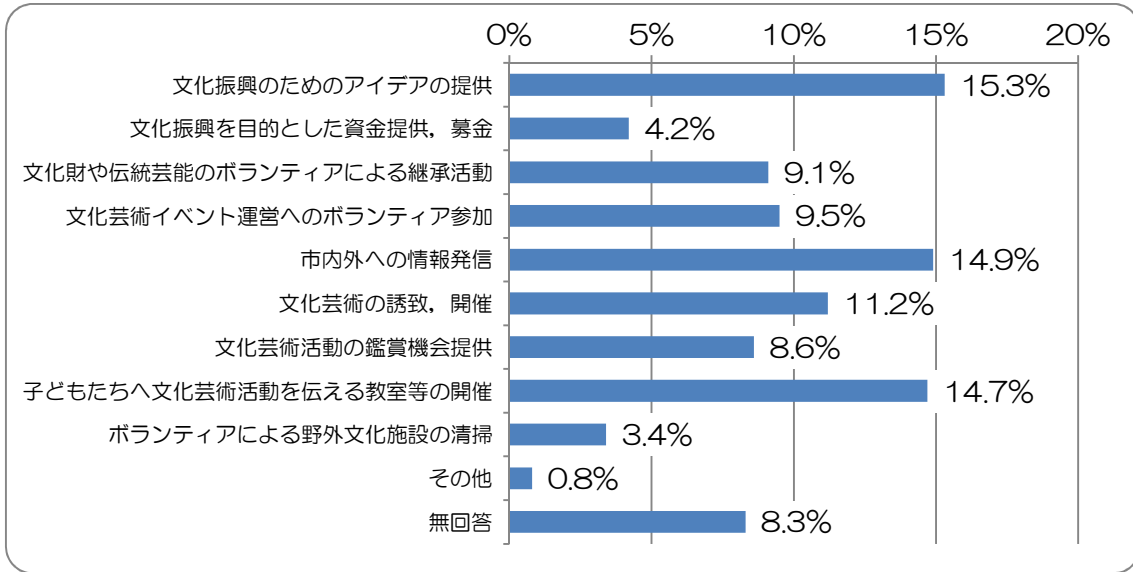
- 市広報について
- ・他の記事(行政報告等)に埋もれ記憶に残らない。また文字情報でしか入ってこないのもっとビジュアル的な形で情報を提供してほしい。
  - ・具体的な内容(どこでどんな鑑賞・活動ができるのか)がわからない。 / ・地域情報誌もだが、直前にならないと情報が得られない。
  - ・もっと様々な広報の手段を使い、市民が情報に触れるチャンスを増やす必要があると思う。 / ・手元にとどかない。
  - ・広報はデザイン等が目を引かない。インパクトが弱い。参加しやすい場所や日程を細み、わかりやすく載せてほしい。
- 市のインターネット広報について
- ・市のHPが分かりづらい。 / ・メルマガがほしい。 / ・インターネットの活用が少ない。
- 企画について
- ・興味のある企画や情報がないため、見すごすことが多い。積極的に参加意欲の湧く企画やイベントを考えてほしい。
  - ・子どもと一緒に参加するのに、魅力的なイベントが少ないためか、あまり目を引かれない。
- 情報量について
- ・開催の時期や回数、文化全般の情報、内容もあまりよくない。 / ・学習センター多目的ホールの月間催事情報がない。石下地区のものも同様である。
  - ・情報源が市報以外にない。また情報の見逃しがあるため、市・県単位での年間スケジュールを出してほしい。
  - ・市広報、ちらし、ポスターを目にする機会があまりない。市報以外にも宣伝、告知してほしい。 / ・PR不足。チラシやポスターでの広報が不足、ポスターの掲示も遅い。
  - ・町なかで見る機会が少ないので、市内店先等にポスターを貼られても見ることができない。 / ・ポスター等があまり目立たず見逃してしまう。
  - ・テレビやラジオではあまり情報が得られず、茨城放送でも常総市の話題はあまりない。昔の有線放送のようなものがあるとよいと思う。
  - ・自分から情報を取りにくいと感じる。インターネットは調べようとしなければわからない。図書館に行かないとわからない。
  - ・人から聞いて知ることが多い。仕事をしている中では、情報は入ってこない。
- その他
- ・サークルに参加しているような人、知っている人だけが知っている感じがする。周囲の人たちが興味をもっていないので情報が入ってこない。
  - ・情報の一元化がなされていない。 / ・催事が終わってから知ることが多かった。どこで、どのようにして、情報を得てよいのかわからない。
  - ・自分がどの程度情報を得られているのかわからない。 / ・興味があまりないので、情報はたくさんあるのだけれど、関心をあまりもたないと思う。
  - ・活動団体がはっきりしていない。 / ・市にやる気や盛り上げる気、知らせる気があると思えない。
  - ・身体的/精神的余裕がない。時間がない。 / ・ただなんとなくそう思った。 / ・環境。

問 26 常総市を文化的なまちにするために、市の担うべき役割をどのように考えますか。





問 27 常総市を文化的なまちにするために、市民の担うべき役割をどのように考えますか。



問 28 文化によるまつづくりのうち、特に次世代を担う子どもへの人材育成の推進のために、具体的に重視すべき取組みは、何だとお考えですか。

